

令和2年第3回中島村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月11日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3
○職務のため出席した者の職・氏名	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○村長報告	7
○教育長報告	7
○議案第43号～認定第8号の一括上程、説明	8
○令和元年度中島村歳入歳出決算審査の報告について	12
○令和元年度中島村健全化判断比率等審査の報告について	16
○散会の宣告	17

第 2 号 (9月15日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	19
○職務のため出席した者の職・氏名	19
○開議の宣告	20
○一般質問	20
木村秋夫君	20
小林均君	23
○議案第43号の質疑、討論、採決	30

○議案第44号の質疑、討論、採決	30
○議案第45号の質疑、討論、採決	38
○議案第46号の質疑、討論、採決	38
○議案第47号の質疑、討論、採決	39
○議案第48号の質疑、討論、採決	40
○散会の宣告	41

第 3 号 (9月17日)

○議事日程	43
○出席議員	43
○欠席議員	43
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	43
○職務のため出席した者の職・氏名	43
○開議の宣告	44
○認定第1号の質疑、討論、採決	44
○散会の宣告	54

第 4 号 (9月18日)

○議事日程	55
○出席議員	55
○欠席議員	55
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	56
○職務のため出席した者の職・氏名	56
○開議の宣告	57
○認定第2号の質疑、討論、採決	57
○認定第3号の質疑、討論、採決	60
○認定第4号の質疑、討論、採決	63
○認定第5号の質疑、討論、採決	65
○認定第6号の質疑、討論、採決	66
○認定第7号の質疑、討論、採決	67
○認定第8号の質疑、討論、採決	67
○請願・陳情審査の報告(請願第2号から陳情第5号まで)	69
○請願第2号の質疑、討論、採決	72
○陳情第3号の質疑、討論、採決	72
○陳情第4号の質疑、討論、採決	73

○陳情第5号の質疑、討論、採決	74
○議員派遣の件	74
○日程の追加	75
○発委案第5号～発委案第7号の一括上程、説明	75
○発委案第5号の質疑、討論、採決	77
○発委案第6号の質疑、討論、採決	78
○発委案第7号の質疑、討論、採決	78
○閉会中の継続審査について（産業建設常任委員会）	79
○閉会中の継続審査について（議会運営委員会）	79
○村長の挨拶	80
○閉会の宣告	80
○署名議員	81

中島村告示第26号

令和2年第3回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年8月31日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 令和2年9月11日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	菅	野	昇	君	2番	椎	名	康	夫	君	
3番	小	室	重	克	君	4番	小	林	均	君	
5番	小	松	公	雄	君	6番	小	室	辰	雄	君
7番	木	村	秋	夫	君	8番	藤	田	利	春	君

不応招議員（なし）

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第3回中島村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月11日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 村長報告(報告第5号)
日程第 6 教育長報告(教育委員会の事務の点検及び評価報告)
日程第 7 議案の上程、提案理由の説明(議案第43号から認定第8号まで)
日程第 8 平成元年度中島村歳入歳出決算審査の報告について
日程第 9 平成元年度中島村健全化判断比率等審査の報告について

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	鈴木勝雄君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君
代表監査委員	大澤洋次郎君		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	矢吹康裕	書記	相楽高德
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（藤田利春君） おはようございます。
ただいまから令和2年第3回中島村議会定例会を開会します。
-

◎開議の宣告

- 議長（藤田利春君） 出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、小林 均君、5番、小松公雄君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から9月18日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。
したがって、今期定例会会期は本日から9月18日までの8日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書のとおりであります。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の主な議会関係事項について報告を申し上げます。

8月5日、令和2年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、私が出席してまいりました。

提出議案は、白河地方矢吹消防署の移転新築に伴う消防署設置条例の一部を改正する条例案及び令和元年度の水道用水供給事業会計の決算が提案され、原案のとおり承認されました。

同日、西白河地方定例町村議会議長会が開催され、私が出席してまいりました。提出された議案は、令和元年度西白河地方町村議会議長会の事業報告及び歳入歳出決算並びに令和2年度西白河地方町村議会議長会の歳入歳出補正予算が提案され、原案のとおり承認されました。

8月27日には、県町村議会議長会主催による議長・副議長研修会が福島市福島グリーンパレスにおいて開催され、私と木村秋夫副議長が出席してまいりました。

研修内容は、「政策議会をめざす議会改革 現状と課題」と題し、龍谷大学政策学部教授の土山希美枝先生から講演がありました。講演の中では、優れた一般質問が議会の監査機能や政策提案機能を発揮できることにつながり、それが議会の改革になっていくなど、質問力が議員の力だとする有意義な研修でした。

その他、閉会中の議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、本日までに受理した請願（陳情）は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願（陳情）文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

続いて、村長から提案のあった議案、監査委員から報告のあった例月出納検査結果報告、令和元年度歳入歳出決算審査意見書及び令和元年度健全化判断比率等審査意見書、また今期定例会に説明のために出席を求められた者、委任を受け出席する者は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第3回中島村議会定例会の開会にあたり、議員の皆様方にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染が第2波を迎えたかのように全国で感染者が増加している中、8月31日、本村でも陽性者が確認されました。幸い軽症で既に退院しており、安堵しております。

9月1日、村民の皆様様に冷静な対応と、情報の憶測や不当な差別・偏見がないよう、またマスクの着用や手洗い、3密を避けるなど感染症対策の徹底と自分の身を守る対策など、より一層注意を払い慎重な行動を取る

よう村長メッセージを發したところです。

今後も感染拡大防止に向け、新しい生活様式の定着、学校や事業者等への感染防止対策の徹底をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症予防対策と、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

さて、今年の水稲の生育状況は、春先に水不足が心配されましたが適期に降雨があり、田植は順調に進みました。その後、梅雨の長雨、日照不足と低温の影響により、稲の生育は遅れぎみで推移しました。例年より遅い梅雨明けでしたが、出穂期にかけ好天に恵まれ、8月15日現在における稲の作柄は平年並みと発表されました。

間もなく収穫時期を迎え、例年より気温が高い状態が続いており、稲の高温障害や台風被害が心配されます。今後の天候が気になるところであります。

それでは、行事等について報告をいたします。

例年6月に開催されていた、中学3年生にとって最後の大会である中体連県南大会、J A夢みなみと管内自治体の首長による農産物の安全性と県南地域のPR、風評被害払拭活動を目的とした東京大田市場での京浜市場トップセールス、7月の福島県消防協会白河支部ポンプ操法大会、村交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会及びパトロール隊による交通安全テント村、その他各種行事や会議等が新型コロナウイルス感染症の予防のため、残念ながら中止や延期となっています。

次に、行政執行状況について報告いたします。

1人10万円の特別定額給付金については、8月11日、申請期限を迎え、1,697世帯、5,013人の方へ支払いが完了しました。また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域経済回復給付事業「なかじま輝らメキ商品券」については、村内58事業所で9月6日から利用可能となり、両事業が地域経済の下支えになることを期待しているところです。

工事関係であります。繰越した中島村仮置場建設発生土運搬事業、担い手づくり総合支援事業、社会資本整備総合交付金事業の滑津後山線、御蔵場本法寺裏線、狭あい道路整備等促進事業の二ツ山入江地区、岡ノ内地区、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業、道路舗装長寿命化事業については既に完了し、残る電柱移転に伴うIRU共架移転事業、学校給食センター建設事業、一部未着手の災害復旧事業について、事業完了に向け取り組んでいるところです。

なお、8月26日、学校給食センター建設工事の安全と早期完成を目指し、関係者を招き起工式を開催しました。

農道改良事業については、農道長寿命化事業5路線の測量設計が8月末完了したので、準備が整い次第、改良舗装工事を発注する予定です。

社会資本整備総合交付金事業の二子塚町畑線歩道設置事業用地測量を8月中旬、発注しました。

狭あい道路整備等促進事業の二ツ山入江地区、岡ノ内地区については、準備が整い次第、改良舗装工事を発注する予定です。

水道配水管布設事業の上町御霊線、愛宕山本法寺裏線は7月上旬、発注しました。

その他、主立ったものとして、中島村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務、保育所改修

工事設計業務委託、第1分団第1部消防ポンプ車購入、中島幼稚園園庭遊具更新工事、中島中学校2階トイレ改修工事、滑津小学校1階トイレ改修工事、中島村学校給食センター建設事業厨房機器購入、その他、事務、事業についても順調に進捗しておりますことを報告いたします。

○議長（藤田利春君） 以上で、行政報告を終わります。

◎村長報告

○議長（藤田利春君） 日程第5、村長報告を行います。

村長より、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告の申出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 法の定めにより議会に報告するものについてご説明いたします。

報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

指数につきましては、昨年同様いずれも財政の健全性を示しており、今後ともその維持に努めてまいります。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長より、担当課長をして補足説明の申出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、村長報告を終わります。

◎教育長報告

○議長（藤田利春君） 日程第6、教育長報告を行います。

教育長より、令和元年度中島村教育委員会の事務の点検及び評価報告書について報告の申出がありましたので、これを許します。

教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 皆様、おはようございます。

私から、令和元年度事業、中島村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価について報告させていただきます。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、議会に提出す

ることになっておりますので、別紙のとおり報告させていただきます。

教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検、評価につきましては、中島村第5次総合振興計画との整合性を基に作成しました令和元年度中島村教育委員会の基本方針に定めた10の基本施策、37の重点施策について実施した結果と、教育に関して学識を有する者の意見を含めた形で整理させていただきました。

別紙報告書の目次をご覧くださいと思います。

大きく5つに分けて整理し、Ⅰ、中島村教育委員会の点検・評価に関する報告書について。

Ⅱ、令和元年度中島村教育委員会の教育方針・重点施策。

Ⅲ、点検・評価の結果について。

Ⅳ、学識経験者からの意見。

Ⅴ、今後の課題と対応についてというプロットで整理してあります。

また、9ページ以降は施策の実施結果が整理されております。特に昨年度は中島村給食センターの実施設計、幼稚園の新しく建設された預かり保育室の運営、児童館開館3年目に伴い前年度の反省を生かした児童館事業を推進してまいりました。

なお、詳細につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、教育委員会の執行状況に対する点検、評価についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 以上で、教育長報告を終わります。

◎議案第43号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案の上程を行います。

議案第43号から認定第8号までの14議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 本定例会に提案いたします議案についてご説明いたします。

議案第43号は、中島村手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第44号は、令和2年度中島村一般会計補正予算（第4号）であります。

既定予算額に1億5,263万6,000円を追加し、総額を41億8,726万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方特例交付金8万7,000円、地方交付税1億2,998万7,000円、国庫支出金7,553万2,000円、県支出金352万7,000円、繰越金4,698万7,000円、村債1,022万5,000円を増額補正し、繰入金1億1,370万9,000円を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス対策関連事業となっております。

歳出について、議会費で議会情報公開システムに1,565万6,000円、総務費でモバイル端末整備に623万3,000円、国の特別定額給付金の対象とならない4月28日以降出生した者に対し、新生児特別定額給付金に350万円、社会保障・税番号制度対応システム整備に704万6,000円、民生費で障害者総合支援事業に143万円、福祉センター改修工事費に1,268万6,000円、農林水産業費で農業集落排水処理事業特別会計操出金145万1,000円、ため池耐震性調査設計委託に250万円、商工費で村内企業へ感染症予防用品購入助成金495万円、土木費で子どもたちの屋外活動のための遊具設置工事費2,750万円、消防費で防災アプリ関連事業に344万7,000円、新しい生活様式に対応した避難所運営のための消耗費に1,002万3,000円、防災倉庫などの備品購入に1,189万9,000円、教育費で幼稚園、小中学校に感染症リスクを抑え安心・安全な教育活動のため、消耗費に564万7,000円、備品購入費に387万9,000円、手洗い時の際の自動水栓化の工事請負費に919万9,000円、児童館で感染症関連消耗費に135万円、自動水栓化の工事請負費に263万7,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第45号は、令和2年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）であります。

規定予算額に14万4,000円を追加し、総額を2億7,279万4,000円とするものであります。

歳入で繰入金14万4,000円を増額補正し、歳出で総務費の職員手当等14万4,000円を増額補正するものであります。

議案第46号は、令和2年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入に増減はございません。

歳出で予備費から土地造成事業費の需用費に6万6,000円、予算を組み替えるものであります。

議案第47号は、令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算額に228万3,000円を追加し、総額を2億5,248万9,000円とするものであります。

歳入において繰入金145万1,000円、諸収入83万2,000円を増額補正し、歳出において維持費で工事請負費228万3,000円を増額補正するものであります。

議案第48号は、令和2年度中島村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算額に1万4,000円を追加し、総額を4億6,380万6,000円とするものであります。

歳入において繰入金1万4,000円を増額補正し、歳出において総務費で負担金1万4,000円を増額補正するものであります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長をして補足説明させますので、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、令和元年度決算の認定に関する8議案であります。

日本経済は、2012年末から穏やかな回復基調にあるとされていきましたが、人手不足と言われながらも賃金が上がらず、昨年10月の消費税増税により消費が落ち込み、さらに新型コロナウイルス感染拡大が追い打ちとなり経済は後退に転じたとされております。新型コロナウイルス感染症が社会にもたらす影響は大きく、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を初め、インバウンドの低迷、企業の働き方、外出自粛や社会活動の制限など、各方面に影響をもたらしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から、国内総生産（GDP）は2008年のリーマンショックをはるかに超え、第2次世界大戦後最悪の状態となったとされています。

在任期間が歴代最長であった安倍首相が退陣を表明し、今まさに新しいリーダーが誕生しようとしています。新首相に政治空白は許されません。新型コロナウイルス感染症の封じ込めと、戦後最大となった経済の落ち込みの立て直しなど、切れ目ない政治運営を期待するものです。

一方、各自自治体では、相変わらず東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害払拭や、放射能除染対策に奔走している状況が続いております。

村では、一連の除染対策関連事業のうち、除染廃棄物の中間処理場への搬出は平成30年度で全て完了しています。道路等側溝堆積物処理・支援事業については、昨年の台風19号災害の影響により繰越明許したところですが、既に完了しました。

新たに、東京電力福島第一原子力発電所地内で放射性物質トリチウムを含む処理水がたまり続け、処分方法が議論されているところです。処分方法が幾つか示されていますが、方法によっては新たな風評被害を招くおそれがあり、今後の慎重な審議を求めるものです。

認定第1号は、令和元年度一般会計歳入歳出決算についてであります。

令和元年度一般会計の歳入総額は、前年度比45.3%減の30億7,550万3,148円、歳出総額は、前年度比48.4%減の27億6,575万7,189円であります。歳入歳出差引残額3億974万5,959円、うち翌年度へ繰り越すべき財源は1億9,575万8,000円、実質収支額は1億1,398万7,959円であります。

また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条第1項の規定により、積み立てる額を5,700万円とするものです。

その内容等については、義務的経費は、人件費が前年比1.5%、公債費が前年度比3.6%、扶助費が0.5%とそれぞれ増となりました。構成比で35.7%、前年度比1.7%の増となっております。

また、投資的経費は、普通建設事業費が前年度比45.0%、災害復旧事業費が78.5%の減となり、構成比では6.8%と前年度比50.8%の減となっております。

一般会計の収支は、前年度に引き続き実質単年度収支は黒字となりました。重ねて議員の皆様方に感謝を申し上げます。

認定第2号から認定第8号まで、各特別会計の歳入歳出決算については、それぞれ特別会計設置の目的に応じた事業を執行しましたので、ご報告いたします。

本村の令和元年度決算においては、全ての会計において財政の健全性を維持した事務事業が執行できました。また、資料として歳入歳出決算書並びに主要施策成果報告書を添付してございますので、後ほどご覧ください。

なお、財政報告書に記載してある普通会計の数字等には、国の決算統計による分類に基づき区分された一般会計と墓地特別会計の合計額を計上しておりますので、決算書と差異がある場合がありますので、ご了承願います。

なお、詳細につきましては各担当課長をして補足説明させますので、よろしく審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から、担当課長をして議案の補足説明の申出がありましたので、これを許します。
〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。室内換気のため、ここで11時10分まで休議したいと思います。ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時10分時まで休議いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。
〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで13時0分まで休議したいと思います。ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時0分まで休議いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。
〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、議案の上程、提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。室内換気のため、ここで14時10分まで休議したいと思います。ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、14時10分時まで休議いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎令和元年度中島村歳入歳出決算審査の報告について

○議長（藤田利春君） 日程第8、令和元年度中島村歳入歳出決算審査の報告について監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、大澤洋次郎君。

〔代表監査委員 大澤洋次郎君 登壇〕

○代表監査委員（大澤洋次郎君） 令和2年第3回定例会、大変ご苦勞さまです。

このたび実施いたしました令和元年度中島村歳入歳出決算の審査結果を別紙、中島村歳入歳出決算審査意見書を読み上げまして報告をさせていただきます。

16ページをお開き願います。

令和元年度中島村歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和元年度中島村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿を審査した結果は、次のとおりである。

第1、審査の概要。

1、審査対象。審査対象は次の各会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、（1）令和元年度中島村一般会計、（2）令和元年度中島村国民健康保険特別会計、（3）令和元年度中島村簡易水道特別会計、（4）令和元年度中島村土地造成事業特別会計、（5）令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計、（6）令和元年度中島村墓地特別会計、（7）令和元年度中島村介護保険特別会計、（8）令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計。

2、審査期間。令和2年7月28日から令和2年7月30日までの3日間であります。

3、審査場所。議員控室。

現地調査においては、原山新規分譲地造成事業については原山地区、狭あい道路整備等促進事業については二ツ山入江地区、道路舗装長寿命化事業については岡ノ内小針線、ふくしま森林再生事業については元村地区で行いました。

4、審査の方法。村長から送付された一般会計外7特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を記載した書類について、計数を確認するとともに、その会計処理が適正に行われているかを確認するため、会計室保管に属する関係諸帳簿等、その他各課から関係調書の提出を求め、関係書類の照合、必要に応じ説明を聴取し、予算執行の適否及び会計処理が適正で合理的に行われているかについて審査した。

5、審査の総括意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書計数は、関係諸帳簿等を点検審査した結果、いずれも決算計数に相違はなく、適正に執行されたことを確認した。

また、審査結果の詳細は以下のとおりである。

なお、本意見書の調査資料の一部を除いて、統計表は1,000円未満の端数処理をしたので、決算書との差異がある。

6、決算の状況。令和元年度一般会計及び特別会計の決算額は、下記のとおりであり、一般会計及び特別会計の歳入合計額で46億5,771万4,000円（前年度比35.7%減）、歳出合計額で42億1,107万円（前年度比38.8%減）となった。

次は、会計別決算として前年度と比較した表がございますが、読み上げは省略させていただき、次に進ませていただきます。

なお、これ以降においても各項目に比較状況を表した表が出てきますが、同じく読み上げを省略させていただきます。

それでは、18ページをお開きください。

第2、一般会計。

一般会計の状況。

一般会計は、歳入額30億7,550万3,000円（前年度比45.3%減）、歳出額は27億6,575万7,000円（前年度比48.5%減）となった。

決算収支について、歳入歳出差引額（形式収支額）は3億974万6,000円で、これから翌年度へ繰越しされた事業に充当すべき財源1億9,575万8,000円を控除した実質収支額は1億1,398万7,000円となった。

2、一般会計歳入状況。

一般会計歳入は、歳入合計30億7,550万3,000円、主な財源は村税等の自主財源10億3,614万7,000円（前年度比66.5%減）となった。主な理由は寄付金（ふるさと納税）が257万4,000円（前年度比99.8%減）、繰入金が2億6,277万円（前年度比78.3%減）となったことによるものである。また、地方交付税等の依存財源20億3,935万6,000円（前年度比19.2%減）となった。

次、20ページをご覧くださいと思います。

3、一般会計歳出状況。

一般会計歳出は、歳出合計27億6,575万7,000円で、主な増減額は総務費4億1,611万円（前年度比84.6%減）、土木費1億9,384万7,000円（前年度比66.5%減）、教育費4億1,628万4,000円（前年度比10.1%減）となった。

4、一般会計の審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものとの確認した。

なお、特筆すべき点について以下のとおり簡記するので、改善等が必要なものについては検討をいただきたい。

（1）予算執行状況について。

予算執行に当たっては、補助事業等の関連で継続費が1件、翌年度繰越しが12件あった。住民サービスの向上を考慮し早期の事業完成を望みます。

報酬、需用費等において予算に計上されているものの未執行であったものが散見された。今後は補正予算で減額する等の措置を講じられたい。

また、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、なお一層努力されたい。

（2）村税等の滞納金及び不納欠損処分の対策について。

村税等の滞納額は、徴収の努力は認められるが、前年度と比較し微増しているものもある。白河地方広域市町村圏整備組合の滞納整理部門に徴収事務を一部委託するなどし、滞納整理の効果は見られるが、今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など、納税の啓蒙努力と家庭訪問をするなど納税指導を強力に進めていただきたい。

不納欠損額は46万9,015円生じているが、個々の事案について十分な検証を行い、適正な法的処理を促進されたい。税の公平な負担の面からも、今後は不納欠損処分に至らないよう再度努力をいただきたい。

(3) 主要事業について。

各事業において、それぞれの期間内及び設計書どおりに完成されている。

令和元年度の主要事業で、原山新規分譲地造成事業（原山地区）、狭あい道路整備等促進事業（二ツ山入江地区）、道路舗装長寿命化事業（岡ノ内小針線）、ふくしま森林再生事業（元村地区）の現地を確認したが、特に問題は見受けられなかった。

(4) 公有財産について。

令和元年度の土地建物の増減は、旧幼稚園遊戯室の取壊し等で建物面積が185平米減少した。有価証券は3社の株券を引き続き保有し、令和元年度末現在高は25万3,000円となっている。出資金は15団体へ出資しており、令和元年度中、白河地方広域市町村圏整備組合に39万3,000円追加出資し、年度末残高が6億6,149万3,373円であることを確認した。

今後も、財産の管理、活用に当たっては、その財産の目的、効果が十分に発揮できるよう努めていただきたい。

(5) 基金運用について。

基金は、各基金とも条例に基づき適正に運用されていることを認める。一般会計においては、森林環境譲与税基金が追加設置され、年度中の取崩し、積立て、運用収益額での増減額が1億3,526万円減となり、年度末現在高が29億5,848万4,000円となっている。

運用の実績があった「人材育成基金」は中学生のマレーシアへの修学旅行等、「地域雇用創出推進基金」、「地域振興基金」は童里夢公園なかじまの維持管理の人件費等、「ふるさと納税基金」は幼稚園遊具整備や学校給食センター事業に、「公共施設等整備基金」は二ツ山住宅駐車場整備に、それぞれ有効かつ効果的に充当されていた。

次のページに行きまして、(6) その他。

各種補助金、負担金等については、実態や実情を把握し社会情勢に合致しているか十分に検討し、必要に応じ維持するものと整理統合の判断をされたい。

第3、特別会計の決算概要。

1、国民健康保険特別会計。

(1) 令和元年度における国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

これについても表は省略させていただきます、(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なもの確認した。

保険税の滞納額は、前年度と比較すると減少し、徴収の努力は認められる。

今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など、納税の啓蒙努力と家庭訪問をするなどの納税指導を強力的に進めていただきたい。

不納欠損は、本年度は計上されたが、税の公平な負担の面からも、今後は不納欠損処分に至らないよう努力していただきたい。

2、簡易水道特別会計。

(1) 令和元年度における簡易水道特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。表は省略させていただきます。

(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なもの確認した。

使用料の滞納額は、前年度と比較すると増加傾向にあり、今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など、納入の啓蒙努力と家庭訪問するなどの納付指導を強力的に進めていただきたい。

3、土地造成事業特別会計。

(1) 令和元年度における土地造成事業特別会計の歳入歳出決算の状況は次のとおりであるとして表がございしますが、省略させていただきます、(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なもの確認した。

4、農業集落排水処理事業特別会計。

(1) 令和元年度における農業集落排水処理事業の特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。そして表は省略させていただいて、次のページ。

(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なもの確認した。

使用料の滞納額は、前年度と比較すると増加傾向にあり、今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など、納入の啓蒙努力と家庭訪問するなどの納入指導を強力的に進めていただきたい。

5、墓地特別会計。

(1) 令和元年度における墓地特別会計の歳入歳出決算の状況は次のとおりであるとして、表がございしますが、これについても省略させていただきます、(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なもの確認した。

6、介護保険特別会計。

(1) 令和元年度における介護保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。そして、ここにも表がございしますが省略させていただいて、次のページ。

(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものとの確認した。

保険料の滞納額は、前年度と比較すると減少傾向にあり、今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など、納入の啓蒙努力と家庭訪問するなど納付指導を強力に進めていただきたい。

不納欠損は、本年度は計上されたが、税の公平な負担の面からも、今後は不納欠損処分に至らないよう努力していただきたい。

7、後期高齢者医療特別会計。

(1) 令和元年度における後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は次のとおりとして表がございますが、省略させていただきます、(2) 審査結果。

予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものとの確認した。

保険料の滞納額は、前年度と比較すると増加したことが認められる。

今後は、未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など、納入の啓蒙努力と家庭訪問をするなどの納付指導を強力に進めていただきたい。

以上、令和元年決算審査の総括意見とする。

令和2年8月4日。中島村長、加藤幸一様。中島村議会議長、藤田利春様。

中島村代表監査委員、大澤洋次郎。中島村監査委員、椎名康夫。

以上で、令和元年度中島村歳入歳出決算審査の報告を終了します。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 以上で、令和元年度中島村歳入歳出決算審査の報告を終わります。

◎令和元年度中島村健全化判断比率等審査の報告について

○議長（藤田利春君） 日程第9、令和元年度中島村健全化判断比率等審査の報告について監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、大澤洋次郎君。

[代表監査委員 大澤洋次郎君 登壇]

○代表監査委員（大澤洋次郎君） 令和元年度中島村健全化判断比率等審査の報告については、別紙の令和元年度中島村健全化判断比率等審査意見書を読み上げまして報告させていただきます。

28ページをお開きください。

令和元年度中島村健全化判断比率等審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、令和元年度中島村健全化判断比率等を審査した結果は、下記のとおりである。

記

1、審査対象。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率
- (5) 資金不足比率

2、審査期間。令和2年7月30日。

3、審査の総括意見。令和2年7月30日に健全化判断比率、資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を審査及び職員への聞き取りをしたところ、適正に算出されていると認められた。

なお、特筆すべき点について以下のとおり簡記する。

- (1) 実質赤字比率について。特筆すべき事項なし。
- (2) 連結実質赤字比率について。特筆すべき事項なし。
- (3) 実質公債費比率について。過去3年間の平均値で表す比率は9.2%であり、前年度と比較して0.1%上回っている。

単年度比率上昇の要因は、償還金等の増によるものである。

来年度以降においても、比率が大きく悪化するようなことはないと思われるが、さらなる健全運営に努められるよう期待する。

- (4) 将来負担比率について。特筆すべき事項なし。
- (5) 資金不足比率について。特筆すべき事項なし。

以上、令和元年度健全化判断比率等の総括意見とする。

令和2年8月4日。中島村長、加藤幸一様。

中島村代表監査委員、大澤洋次郎。中島村監査委員、椎名康夫。

以上で、令和元年度中島村健全化判断比率等審査の報告とします。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 以上で、令和元年度中島村健全化判断比率等審査の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

次回会議は9月15日午前10時に開会しますので、ご参集願ひします。

起立。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時34分

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告順に行います。

◇ 木 村 秋 夫 君

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君の質問を許します。

7番、木村秋夫君。

〔7番 木村秋夫君 登壇〕

○7番（木村秋夫君） おはようございます。

通告に従いまして2点ほど質問いたします。

まず1点目は、村道等の路肩の整備についてです。

村道等を車で走行していると、道路の路肩に堆積土砂や雑草等に覆われて幅員の減少、また路上に引かれている車道外側線が見えないところが目につきます。そこで、本来の道路幅を有効に使われない状況だと思っています。良好な道路環境を維持してもらいたいと思います。

そこで村長に質問したいと思います。

道路パトロールで路肩の堆積物の点検を実施しているのか。また、点検しているとすれば、交通に支障を来すようなところはないのでしょうか。

次に、2点目、電柱・電話柱等の対応です。

水田のあぜ道に設置されている電柱、また電話柱の移設はできないのでしょうか。あぜ道の除草には走行草刈機ウイングモアースパイダーモア一機などで草刈りを行っています。それで、あぜ道の中に電柱または電話柱が設置されていると作業効率が悪いので、移設はできないのでしょうか。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） おはようございます。

通告に基づきまして、木村秋夫議員のご質問にお答えします。

道路パトロールは、道路法の規定に基づき、村内道路の危険箇所、損傷箇所等、道路の状況を把握し、道路及びその付属物の異常等に適切かつ迅速な措置を講じ、道路を常に良好な状態に保つために実施しなければなりません。

道路パトロールの実施路線は、1級村道をはじめ2級村道、その他村道及び主要な集落道を重点的に実施するものであります。

道路パトロールの種類としまして、定期パトロールと緊急パトロールの2つがあります。定期パトロールは通常時のパトロールであり、月1回以上実施し、緊急パトロールは、地震、台風、豪雨、大雪等の際に実施すると村道路パトロール実施要綱に定めております。

点検内容については、路面の状況、路肩、路側、のり面の状況、排水施設・擁壁の状況、橋梁・保安設備・安全施設や植栽の状況の8項目を目視により実施するものであります。

1点目の道路パトロールにおいて、路肩の堆積物の点検等を行っているかのご質問であります。

道路パトロール実施要領を踏まえ定期的に行っておりますが、職員が工事打合せ等で現場に移動する際も行っております。

また、道路の草刈りや路面補修などを行っている会計年度任用職員も、作業箇所へ移動時なども注視しながら行っております。

2点目の交通に支障を来すような箇所ではありますが、認定している村道は107路線、総延長約80キロメートルあります。路面の凹凸については、発見後速やかに補修等を実施しており、地域住民からの要望等があった場合も迅速に対処しているところであります。

路肩の除草については、会計年度任用職員やシルバー人材センターに一部区間を委託して除草を行っておりますが、路肩の草や土砂の堆積物により、ほとんどの路線で幅員の減少が見受けられます。

路肩の土砂堆積物の除去については、原発事故後に路肩堆積物等を村有地に集積した際に、住民からの問合せ等があり、その路肩堆積物の除去を控えていたところであります。

通学路で歩道のない区間については、定期的に確認作業を行い、堆積が確認された場合、随時除去しているところであります。

また、認定村道の延長が約80キロメートルあることから、全ての路線で対応できていない状況にあることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、電柱等の対応についてのご質問にお答えします。

電柱には、電力柱と電信柱、共用柱からなり、電力柱は各家庭に電気を供給するための電線が架かり電力会社が所有し、電信柱は電話やインターネット回線などの通信線が架かり通信会社が所有し、共用柱は電線と電話線の両方が架かり、電力会社、通信会社それぞれが所有する場合と、共同で所有する場合があります。

電柱は電力会社、通信会社等の所有ですが、立っている場所は個人所有の土地や公共用の土地を借用、または占用していることがほとんどです。また、電柱は我々が生活する上で必要な社会インフラの施設でもありま

す。

今回お尋ねの件についてですが、電柱の設置については、利用者のニーズや事業者の経営方針などからルートが検討され設置していると思われま。移転については、地権者が事業者に移設の手続をすることでできると聞いております。しかし、移設するためには、移設先の許可を得る必要があること、費用が発生する場合がありますなど注意すべき点がありますので、まずは事業者にご相談することをお勧めいたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。

再質問したいと思います。まず一つ一ついきたいと思います。

1点目の道路パトロールについてですが、村では平成22年3月に中島村道路パトロール実施要領を策定しているということで、了解しました。

それで、また日頃、建設課の職員が工事現場、または打合せの中とか、いろんなところに外に出るときに、移動中に目視または注視し、道路の凹凸を発見したときは速やかに補修し、また地域住民課に要望があれば迅速に対応しているということで理解しました。

路肩の草や土砂の堆積物で幅員減少がまた多く見られていることも、また現実であると思います。そこで、村の道路の路肩に堆積している土砂を撤去し、良好な道路環境を維持してもらいたいと思います。

村では、この路肩まだまだあると、80キロぐらいあるんですが、長年、今後何年かにわたって路線ごと、または地域ごとに予算をつけて、路肩の整備を行ってほしいんじゃないかと思っていますので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、ただいまの木村議員の再質問にお答えしたいと思います。

質問にありましたように、幅員の狭小区間については、今後、村としましてもいずれ実施しなければいけない。これは道路維持や交通安全の面からも大変重要でありますので、いずれ実施しなければいけないと思っております。今後、優先順位や実施期間など検討しながら、できるだけ速やかにそういった狭小区間の解消に向けて努力したいと思いますので、ご理解いただきたいと思。います。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。

そうですね、優先順位を決めて、道路環境をよくし、利用者が安全に通行できるような道路になることを願っています。

それでは続きまして、電柱等の対応について質問いたします。

ただいまの答弁によりますと、電力または電信柱の立っている場所、個人の所有の土地なので、地権者から事業者へ移設の手続をするのが本来であるということなんです。なかなか地権者が事業者に向かって申請するのは大変だと思うんです。

そこで、もし地権者が村のほうに、移設するようなことを事業者のほうに対応して、もし相談に来たときには、村のほうでも何とか対応してやってほしいなと思。いますが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

電柱、あるいは電信柱等の移転については、基本的には地権者が事業者と話し合いをするということになっておりますけれども、今、木村議員から質問あったように、なかなか地権者が事業者と話をすることは、なかなか難しいのではないかというような話があります。村としましても地権者からそういう要望があるということであれば、地権者からの要望として事業者のほうに伝えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。

そうですね。地権者が役場に相談に行ったときは、そういう対応をしてもらいたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、7番、木村秋夫君の質問を終わります。

◇ 小 林 均 君

○議長（藤田利春君） 次に、4番、小林 均君の質問を許します。

4番、小林 均君。

〔4番 小林 均君 登壇〕

○4番（小林 均君） おはようございます。

通告に従いまして、私は4点ほど質問したいと思います。

まず1点目ではありますが、自主防災組織の現状について質問します。

皆さんも気づいていると思いますが、最近の気象現象がおかしいと思っていないでしょうか。昨年の台風19号を経験した国民は、今までとは違った意味で災害の恐ろしさを捉えているのは私ばかりではないと思います。

同じように、今年も九州をはじめとする水害が各地で発生し、尊い命が奪われています。前の議会でも訴えましたが、災害の規模は大きくなるばかりであります。私たちは、そうした災害にこれからどう対応すればいいのか、真剣に考えなければなりません。

自分たちの地域は、自分たちで守っていかなければならないのは皆さんもご承知のとおりだと思います。それで最低、私たちができるのは何かということから考えていかなければならないと思います。

中島村には各地域に災害時に出動する消防団があります。しかし、消防団員の力だけでは災害を抑えることは不可能です。また彼らは働き盛りで、ほとんどの方は会社へ勤務しているため、緊急時にすぐ対応できない方もおられます。こうしたときに地域の方の力が欲しいのであります。これからの時代、そうした不足分を各地域の方々が補うことが必要になってくるのではないのでしょうか。定年を終えた各地域の方々や、地域にとどまりながら仕事をしている人たちなど、常に地域にいる方々で自分の地域を守っていかなければならない時代に

なってきたのではないのでしょうか。そうしたことを踏まえて質問をしたいと思っています。

まず現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、中島村における自主防災組織の数と組織名をお聞かせください。

2点目は、今ある自主防災組織の活動状況をお聞かせください。

3点目は、今後、自主防災組織の立上げを予定している組織はあるかどうか、教えていただきたいと思いません。

そして、4点目に、私のほうから提案も兼ねて答えていただきたいのですが、自主防災組織への活動支援のため、交付金を支給し、災害時の対応に当たっていただくようにしてはどうでしょうか。

以上のことについてお答えいただきたいと思います。

次に、2点目の質問ですが、新型コロナウイルス交付金の利用についてということで質問をします。

現在、日本国内において新型コロナウイルスのことが毎日テレビ等で報道されています。学校閉鎖やオリンピックの今年度開催の中止など、社会全般に大きな影響を与えてきました。もはや新型コロナウイルスの不安は、世界規模で歴史的なものとなってしまいました。

国や県では、当然通達により市町村に指示を出していると思います。ワクチンが開発され安心できるまでは、これからもコロナウイルスと共存を余儀なくされる状態が続くようになるかと思えます。今後、村ではこの新型コロナウイルスと闘っていくために、一つでも村民の役に立てる行政をお願いしたいと思つての質問でありますので、よろしくをお願いします。

質問の内容なんですけど、買物に困難を来している方々を救済するための手段として、新型コロナウイルス交付金を利用できないかということの質問であります。

具体的に申しますと、中島村にあった唯一のスーパーが閉店になって、買物に困っている方々が多くいるということを耳にします。移動販売ができる販売自動車を購入し、きらっしえと連携し、移動販売を試みてはどうでしょうか。買物に出ていけない困っている方々の手助けになるのではなかろうかと私は思いますが、いかがでしょうか。こうした事業が新型コロナウイルスに関わる国からの交付金事業でできないでしょうかということの質問であります。よろしくをお願いします。

次に、3点目の質問であります。建築工事の発注の仕方について質問します。

最近の建築工事の発注は、予算計上のときから本体工事、設備工事、外構工事を一括で予算化し、まとめて発注していますが、なぜ分割発注しないのでしょうか。私は分割発注すべきだと思いますが、その理由をお聞かせください。よろしくをお願いします。

最後の質問になりますが、地域共同発電所の取組について質問します。

福島原子力発電所の事故が発生して、はや9年以上たちました。今では再生可能エネルギーが推進され、徐々にではありますが、近隣周辺にも普及してきております。当村内にもユーラスエナジーコーポレーションが矢吹中畑との境にメガソーラー発電所を完成させ、稼働してきております。

現在では、企業によるメガソーラー発電システムの開発は、売電単価が数年前から比較すると安くなって、企業の参入が難しくなっているという話も聞いております。しかし、国が示す方針も随時さま変わりしているようで、東日本大震災後、市民地域共同発電所の開発の推進に取り組んでいるような話も伺っております。

そこで私は、この再生可能エネルギー開発について、村長はどのように考えているかお聞かせいただきたいと思ひます。

まず1つ目は、中島村に耕作放棄地や仮置場のような空き地に太陽光発電所を造りたいという企業があったときは、どのように思うのでしょうか。そして、その企業が発電した電気を中島村で買い取っていただき、その電気を中島村の家庭や企業に配給するというシステムなんですが、どのように思ひますか。

実は、こういったシステムが既に他の地域では行われており、安心して住民に提供できているようであります。メガ級のソーラー発電システムはもとより、遊休農地を利用した50キロワット以下の電気を低圧電力柱につなぐ営農型太陽光発電システムなど、よそでは地域の農業法人や企業が地域共同発電所を開発しているということであります。企業のやり方としましては、パネルの下を利用し、麦を作って営農に取り組んでいくというようなシステムであります。また、災害時に停電等が起きた場合でもこの発電所を利用し、スマホなどの通信機器の充電が可能だということであります。こうした新しいシステムを村長はどのように思うかお聞かせいただきたいと思ひます。

以上4点、長くなりましたが、よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、小林 均議員の通告に基づきまして、ご質問にお答えしたいと思ひます。

7月は記録的長雨により、農作物への悪影響や九州地方をはじめとする豪雨災害は、昨年の台風19号による災害を思い起こさせる惨状でした。8月は異常な暑さが連日続き、9月は先週の台風10号被害のような台風の発生が多い季節を迎えております。

さて、未曾有の大災害が広域的に起こった場合、消防・警察など行政機関だけでは対応できず、集落や地域が自助、共助の観点で独自に活動せざるを得ない状況になるおそれがあります。そのようなとき重要な役割を果たすのが自主防災組織であり、地域住民皆様の力です。

村では、行政区ごとの自主防災組織設立を推進しており、昨年の9月15日に開催した県南地方総合防災訓練では、村内全ての行政区へ参加を要請し、救助者搬送、炊き出し訓練など、各種訓練に参加いただいたのも啓蒙活動の一環です。

まず1点目の自主防災組織の数と組織名でございますが、滑津原防災連合会、松崎行政区防災部会、原山自治会自主防災会、原山団地自主防災会の4団体があります。

2点目の自主防災組織の活動状況としては、消防署員から心肺蘇生法やAED操作等を学ぶ講習会の開催や、消防団が実施する防衛訓練の際、防災無線を使った放送訓練や、初期消火訓練など各種訓練へ参加する活動があります。また、有事の際や水害のおそれがあるときなどは、対象世帯へ避難を勧め、避難所を開錠する体制、独り住まいの高齢者の安否確認を行うなど、各自自主防災会それぞれが独自の活動を行っております。

3点目の自主防災組織の設立の有無については、現時点での予定はございませんが、昨年2行政区から組織設立に対する問合せがあり、地区総会などで説明する機会をいただいております。直ちに設置とはなりませんでしたが、検討課題として持ち越しになった状況であります。

引き続き自主防災組織への活動支援を実施し、未組織の行政区に対しては各種訓練等への参加を促し、防災

知識の啓蒙と組織設立に向け推進してまいりたいと考えます。

4点目の自主防災組織に対しての支援については、自主防災会を基本とし、行政区単位で地元消防団を含めた地域防災としての支援が重要と考えます。引き続き防災上必要となる資機材について支給する体制を取ってまいります。

続きまして、新型コロナウイルス交付金の利用についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が、今もなお世界規模で猛威を振るっており、国内においては累計感染者が7万人に達し、1,000人を超える尊い命が奪われており、予断の許さない状況が続いております。

今後も、蔓延防止のためにさらなる感染防止対策に取り組み、村民の皆様と共に、日々の暮らしの感染対策の情報を共有し、新型コロナウイルス感染対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、移動販売車両を購入し、地域の生活支援と中島村地域活性化協議会の事業で運営している、なかじま産直館きらっしゅと連携する試みのご提案についてであります。現在村としては、移動販売車両を購入し事業運営する計画はございませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、中島産直館きらっしゅは、村から活動補助金が交付されている中島村地域活性化協議会が事業を運営しているため、回答については差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、感染症予防対策に有効なことから、補正予算を本定例会に提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、建築工事の発注の方法についてのご質問にお答えいたします。

近年の建築工事の発注状況ですが、平成28年度に児童館建設工事、平成30年度に幼稚園預かり保育室新築工事、今年、給食センター建設工事を発注していますが、一部外構工事を除きほとんどが、建築、電気設備、機械設備を一つの工事として一括発注しております。

県や市などが建築工事を発注する場合、建築本体、屋外工事、電気設備、機械設備を分割発注することが多いように聞いています。その理由としては、専門職、いわゆる建築を専門としている職員がいること、また、複数の職員が工事に携わることができるなどが挙げられます。

村では建築の専門職員はいないため、事務職員が監督員となり工事を担当することになります。おおむね3年程度で人事異動があり、その課に在籍した職員が担当となります。

建設事業費が大きい場合、職員を増員できる体制が取ればよいのですが、限りある職員の中では難しく、現体制の中で工事を担当しているのが現実で、職員の負担軽減のためにもなればと考えています。

しかし、一番の理由は、分割発注より一括発注のほうが諸経費の関係で安価となることから、一括発注としておりますのでご理解願います。

続きまして、再生可能エネルギーの取組についてのご質問にお答えいたします。

現在、我が国における地域のエネルギー自立を目指す取組として、再生可能エネルギーがあります。石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在し、環境に優しく、枯渇する心配がない新しいエネルギーとして注目されてきました。

太陽光や風力発電は、発電電力量当たりの建設費が高く、日照時間等の自然環境に左右され、広大な土地を

必要とし、発電コストが高くなるなど、現状では多くの課題もあります。しかし、再生可能エネルギーのほとんどが輸入に頼らない国産エネルギーで、発電時に二酸化炭素を出さないという、地球温暖化対策にも有効でメリットがあることが再生可能エネルギー導入促進を後押ししていると思っております。

ご質問の耕作放棄地や仮置場の空き地に太陽光発電所を造りたい企業については、既に村内の一部で太陽光発電敷地として、民間事業所がソーラー事業を開始しております。また、村内の農地を利用した営農型太陽光発電システム事業も計画どおり発電並びに営農生産を行っております。

これら太陽光事業の取組は、事業者と地権者、さらには耕作者などが長期事業の事業協定を取り交わし、おのおのが事業要件に必要な関係機関への申請・届出を行い、許認可を受け事業実施しており、太陽光発電事業の運営に対し特段の問題はないと理解しております。

ただし、太陽光発電事業は長期事業でございますので、10年後、20年後に契約満了を迎えたときに、施設の撤去やその後の土地の利用形態など、現地の復旧作業が責任を持って遂行されるのか危惧される部分もありますので、各種事業に取り組む際は、しっかりと先を見据えた取組をお願いしたいと思っております。

次に、電気を村が買い取って家庭や企業に配給するといった方策については、自治体である村が電気の売電事業者になる計画は、現在においてはございませんので、ご理解願いたいと思います。

ただし、災害停電時に発電所を利用した家庭へ電気を賄うといった配給システムについては、実際どのような流れで各世帯や企業へ電気の配給が行えるのか、今後の状況を見極め、制度の取組が必要であると判断した折には、先進事例を確認し、適宜、調査等を進めたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。

一つ一つ再質問をしていきたいと思うんですが、まず自主防災組織について、先ほど私も前段で述べたように、災害時には一番身近な方々が対応できるような体制を整えていただけることが大切だと思っております。その一環として、隊員の傷害保険、そのほか災害保険、保険関係どうなっているのか、加入状況をお聞かせいただきたいと思いますと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

傷害保険や災害保険等に加入、どうなっているのかというようなことでありますが、自主防災会会員等が消防活動、水防活動、その他防災活動で負傷などした場合の補償制度としましては、消防団員等公務災害補償責任共済事業があります。それに対応することになっております。

また、防災訓練のときにけがなどを負ってしまった場合は、防火防災訓練災害補償等共済制度が対象となっておりますので、そういった補償制度に基づいて隊員を補償していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 保険に入っているということなので、ちょっと安心したところなんですけれども、それから、最後に質問した交付金を支給したらどうかという質問だったんですが、物で今支援しているというよう

なことでありますが、一定の交付金を出したらどうかというふうには私は思っているんですけども、それで自由に活動に使えるということで自主防災組織を立ち上げれば、自主防災組織として自由に使っていきたいというふうにすれば、ある程度組織のほうでも立ち上げがやりやすくなっていくんじゃないかなというふうに思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） この自主防災組織への交付金の支給を行ってはどうかということですが、村としても、まだこれについては取り組んでおりませんので、今後可能かどうかについても検討してまいりたいと思いますが、消防団に準じてということになると思いますので、その辺も含めて、今後、村として検討してまいりたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。よろしくお願いします。また、今後も設立指導については積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス交付金の利用についての質問なんですけど、移動販売をやって、きらっしえとタイアップしてやって、補助金の中で購入できればというふうなことで考えていたわけなんですけど、そういった補助金では対応できないとなれば、それはそれでやむを得ないというようなことなんですけども、何かいい方法がないのかというふうに考えておまして、今、きらっしえもブイチェーンが閉鎖されてから徐々にですが、きらっしえも売上げを伸ばしているというふうな話も聞いておりますし、そういったことできらっしえが売上げを伸ばしていけば、当然、村からの支援している補助金も減額できるんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。そういった点で、私もちょっとこういった提案を試みたわけなんですけど、リスクも多分あるかとは思っています。そういうことで提案してみたんですが、今すぐということでは対応できるものでもないで、この辺は今後検討していただければというふうには思っていますが、村長、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、移動販売車を購入することによって、きらっしえの売上げも伸びてくるんじゃないかというようなことでありますが、移動販売車の購入はないということで、先ほど申し上げたとおりであります。

きらっしえのほうについても、これは地域活性化協議会が運営しておりますので、そういった議会の中でも要望があったというような旨を、協議会の中にお伝えしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 3点目の再質問を行います。

建築工事には、建築主体工事、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水設備工事、暖房機器設置工事、屋外外構整備工事など、各分野に分かれております。私は分けて発注したほうが良いと思います。なぜかというところ、分割発注することにより、一般競争入札から指名競争入札に移行して、地元企業を優先し、指名参加することができて、それに伴う利点もあるかと思っております。そういった点が村にとっても、先ほど村長のほうから、

職員がやりやすい方法でやっているんだというようなことなんですが、分割発注してやりづらくなるのかどうか、ちょっと私も疑問に思うんですが、その辺ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 1回目の答弁でも申し上げましたが、分割発注と一括発注では、やはり一括発注のほうが安くできるということが最大のメリットだと思います。

それから、分割発注することによって、職員が中島村の場合は専門職員がいませんので、複数の職員が一つの事業に携わるといことは、今のところ非常に困難を極めます。大きな市とか、そういったところでは専門職の職員がいて、職員にもゆとりがあるということで分割発注は可能かと思いますが、中島村においては、一つの事業に職員を2人、3人充てるということは、今のところはちょっと不可能だということでありました。

大きな事業といいますのは、村としましてはそれほど1年に幾つもあるわけではございません。市とか、大きなところは、そういった大きな事業がたくさんありますので、そういった分割発注も職員の対応が可能なと思うんですが、中島村で大きな事業といいますのは、本当に数年に1回とか、そういったことでもありますので、多くても1年に1つ、2つぐらいのところでありました。そういったことを鑑みますと、やはり現在は一括発注のほうがメリットは多いのかなと思っております。

それから、指名の願いを分割発注したほうが地元の業者にもメリットがあるのではないかというようなことではありますが、指名については、村としましてはそのランクに応じて指名しておりますので、地元の業者を優先するとか、あるいはほかの地域外の業者を厳しくするとか、そういうことではなくて、といった適正な範囲の中で指名するというようになっておりますので、その辺もご理解いただければと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 村長の考えは分かりました。

私は、最低でも建築工事と、外構工事というと土木工事なんですね。もうまるっきり総経費自体が違うんです。建築工事と土木工事に関しては、土木工事の業者というのは地元にもいます。それも優秀な業者が。Aクラスのランクを占めている業者がいますので、なぜそういった業者を、指名競争入札というのは、あくまでもそれは制度上できるものですから、当然、地元の業者を優先させて当然だと私は思っているんですが、そういった、最低でもやっぱり土木工事ぐらいは分けて、指名競争入札になったような金額であれば、そういうふうな形を持っていったほうがいいんじゃないかというふうに思っています。その辺はどうでしょうか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 先ほど申し上げましたように、一括発注と分割発注で、出来上がりの値段が違うということを考えますと、やはり一括発注したほうが村民のためには、貴重なお金を使うわけですから、そのほうがいいのかと思って村ではやっております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。なるべく私も、言いたいところはまだまだあるんですが、これは言ってしまうと、まだいろいろ問題も、問題というか、これからすぐに対応できない部分もあると思いますので、こ

の辺で質問は控えさせていただきたいと思いますが、私の要望としては、最低でも土木工事ぐらいは村のほうに、村の業者が優秀な業者がいますので、そちらのほうに回して地元企業の育成なり、雇用を生じさせるようなことを考えていただきたいというふうにして、要望として出しておきたいと思います。

それから、最後の質問で再生可能エネルギーについて、村長の今思っている考えをちょっと聞きましたが、直ちにこういった話を持ち出して、今どうこうしなければならないというものでもありませんので、今後、私も思うのは、情勢を見極める必要もあると思います。近年では個人と企業での開発が先に浸透していき、乱開発も起きかねないこともあり得るというものですから、今後の状況を見て何度か一般質問の中でまた触れさせていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、4番、小林 均君の質問を終わります。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第43号 中島村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第44号 令和2年度中島村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 10ページをお開きいただきたいと思います。すみません、8ページです。

基金繰入金の財政調整基金繰入金、取崩し額1億1,300万円。これ、財政調整基金、第2次補正で630万円取り崩していますよね。第3次で1,700万円増額補正しています。今回、1億1,300万円また減額しているわけですが、当初で5億円計上しているわけですが、何で崩したり、あるいは増額したりしているのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず今回は、まず1億1,370万9,000円ほど減額しております。この今回の減額の理由につきましては、地方交付税が今回算定されまして、額が確定したというようなことで、1億2,900万円ほど増額になっているということで、今回その分、財政調整基金の取崩し額を減額しているところでございます。

まず財政調整基金でございますが、これは貯金でございまして、自由に使える貯金というようなものになっています。今回、各予算において財源が不足したり、財源が余剰に発生するというような場合がそれぞれございます。その際に財源として調整するのがこの財政調整基金でございますので、その際に財源が不足、または過剰等の場合は、それぞれ減額、増額しているというようなこととなります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） そうしますと、当初の5億円というのは、なるべく手つかずというか、そんなに使わないうような形で持っていくということですか。当初の5億円というのは、じゃ、今現在で少しは減っているんですか。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

当初でございますが、財政調整基金を5億円ほど取り崩すということで予算計上しました。今回、交付税が

入ってきましたので、その分財政調整基金で取崩しの額を減らして調整したということになります。

通常、予算に措置する場合、予備費を充当すればいいのではないかという考え方ございますが、予備費につきましては、やはり何かあったときのための予備費でございますので、いわゆる一般家庭の貯金がこの財政調整基金にあたるかと思いますが、その財政調整基金で予算の増減額を調整しているというものでございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 分かりました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、11ページの総務費の中で、9目住民生活費の中の18番中島村新生児特別定額給付金350万、この350万の根拠となったのはどういう数字から引っ張り出したのか、またこの給付金の給付の方法というのはどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この中島村新生児特別定額給付金という事業でございますが、先だって国で特別定額給付金を4月27日基準日の村民の人、1人当たり10万円支給しているんですけども、その4月28日以降生まれた新生児に対して1人10万円を支給する事業を計上させていただいております。

そして、この350万円の算出根拠でございますが、10万円掛ける35人でございますが、この昨年度の新生児の出生する状況だったり、及び母子手帳の発行状況の予想した結果が35とさせていただきました。そのようなことで350万円という総事業費で計画を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

失礼しました。

支給方法につきましては、やはり申請をしていただくようになりますが、先ほど申したとおり4月28日から対象児になってきますので、こちらではその名簿もございますから、対象者になる人に働きかけて申請をしていただくように事務処理する計画でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 各家庭も大変楽しみに待っていると思いますけれども、大事なことをお聞きしたいんですけども、4月28日以降何日までの、締切日は何日までの予定のことになっているんですか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月28日から令和3年、来年の3月31日までに生まれた子供に対して支給する計画でございます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 来年3月31日だったら、もう既に各家庭は承知していると、進行中ということで、できるだけ速やかに、スムーズに、皆さん待っていると思いますので、執行よろしく願いします。

質問終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 11ページの一番上にある、本庁舎北側進入路側溝修繕工事300万円ありますが、ちょっと内容説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

役場の北側、村道に面している部分のところに、役場の路面排水をまとめた側溝が村道のほうに流れています。その側溝にグレーチングが架かっているわけでございますが、意外に交通量が多くて、通る車両が、どうしてもカーブですので、ねじれてしまうということで、グレーチング、結構老朽化してしまっていて、がたがたするようになっています。以前に側溝が壊れましたので側溝を修繕したり、あとグレーチングが壊れましたのでグレーチングを溶接したり、または音がしないようにゴムを挟めるというようなことで対応していたところでございますが、やはりもう老朽化しており、もうグレーチングも側溝も壊れてきていることから、今回新たに側溝及びグレーチングを入替えたいというようなことで、今回工事費を計上したところでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 側溝の大きさと、それから延長、300万、そのぐらいで300万かかるのかなと一瞬思うんですけども、どういった見積り、どこから取ったかちょっとその辺も、そこまでは言わないですけども、ちょっと金額が大きいような気がするんですけども、私から見れば。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問ですが、ちょっと延長は今手元に資料ございませんのでお答えできませんが、今は普通型側溝にグレーチングを設置しているというようなことになっています。今回は、動かないように落蓋式の側溝を入れまして、グレーチングを架ける。あとその当然位置が変わりますので、その辺一帯の勾配も変わりますので、併せて舗装も一部やり直するというようなことから、この金額を計上したところでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 舗装も兼ねてやるというようなことで300万円かかるんだというふうな見積り取って、こういうふうな結果になったんでしょうから、それはそれでいいとします。

もう一つ、ちょっと16ページなんですけど、質問したいと思うんですけど、公園維持管理工事2,750万、説明会の中では遊具の設置ということでちょっと話を聞いたんですけど、補助金のほうに、国県支出金で1,394万4,000円というふうな形で、補助事業で対応するような感じになってはいますが、この補助金はどういった名目の補助金なのか教えていただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私のほうから、この工事の内容についてご説明させていただきたいと思います。

今回の新型コロナ感染対策地方創生臨時交付金というのが、6月の定例議会後に2次補正を受けまして、そこで建設課で検討しまして、以前の6月定例会のときには公園のほうの再整備とか、そういったものは今考えていないという、村長がお答えしたところでありますが、今回、社会的環境の整備という項目の中に、公園や社会教育施設、文化スポーツ施設等における感染防止対策ということが明記されて、この臨時交付金が使えるということになっております。

そこで村のほうとしまして、今、子供たちが屋外で遊ぶことを控えております。ただ、屋内で今度遊びますと3密になる可能性がある、そういったことを受けまして、村のほうでは、できれば屋外で子供たちは遊んでいただいて大きく育っていただきたいというふうに考えておりますので、公園の空きスペースに、新たに16種類程度の遊具を1つにしましたコンビネーション遊具というものを設置して、このコロナ感染対策を有効活用して、事業を進めて、子供たちの健やかなる成長を願って、この工事を行いたいと考えまして補正を行ったところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。了解しました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 12ページ、13ページお願いしたいと思います。

12ページの民生費の地域福祉センター費の中の工事請負費1,268万6,000円とありますが、その中の玄関等改修工事1,159万3,000円、これの説明。

それから、同じく地域福祉センター費の中でありますが、13ページに載っている検温カメラ40万9,000円、それから健康づくり交流センター費の備品購入費であります、40万9,000円、同じ金額、検温カメラ、それから、13ページの一番下、衛生費、保健衛生費の中の保健衛生総務費、その中の備品購入費46万7,000円とございますが、これの説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず地域福祉センター工事請負費のほうですが、玄関改修工事についてご説明いたします。

現在、介護の通所利用者と一般に入浴利用する方の玄関が共用であるため、感染予防対策として、出入りが重ならないよう温泉の利用時間の調整を行っているところでございます。今後も感染予防の対策を取りながら温泉も利用していただけるように、入り口を完全に分けるための費用となっております。

現在の福祉センターの自動ドアの前のポーチ部分、こちらを2つに区切られた風除室を設置をしたいと考えております。デイサービスの食堂の壁の一部を壊して、通所利用者専用の出入口をつけるのと、それから事務所側の風除室側を一般利用者の出入口とする予定となっております。

続きまして、同じく地域福祉センターの検温カメラ、それと健康づくり交流センターの検温カメラでございますが、こちらはサーマルAIカメラ、それぞれ1台分を計上しております。

福祉センターの来館者の体温測定を行い、発熱症状がないかどうか確認するものでございまして、顔認証システムと連携させることで、無料パスポートの利用者など、センターで名簿登録している方と体温測定を結びつけた管理ができるよう、顔認証登録で個人のデータを管理するというようなことを考えております。

健康づくり交流センターの検温カメラについても同様、輝らフィットの利用者の登録者と、その体温というところを連動させて、利用者の体温測定を結びつけた管理ができるようにということで使用を考えております。

最後の保健衛生総務費の中の検温カメラについてですが、こちらは2台分の検温カメラの料金となっております。こちらについては、顔認証による登録といったところではなく、顔を見て体温が測れるというところのカメラで、保健センター以外でも各種イベントとか、会議とか、そういったところで利用できるようにということで、そちらで2台分を計上させていただきました。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解させていただきましたが、この玄関の2か所については、当然バリアフリーのような感じで工事を進めるのでしょうか。再度お願いいたします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えします。

はい、現在も側溝のところは平らになっておりますので、そのままバリアフリーで考えております。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 17ページをお願いいたします。

目の5番、災害対策費の中の説明に消耗品ですか、974万3,000円、あとその下に備品購入費として、防災倉庫が820万円計上してありますが、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまの質問にお答えいたします。

17ページの款の5、災害対策費の中の需用費の中の消耗品費974万3,000円でございます。まずこちらについて説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方創生臨時交付金を活用しまして、避難所のコロナ感染予防対策として、間仕切りテント、パーティション、毛布、防災マット、床に敷くビニールシートなんですけれども及び段ボールのベッドや、非接触型体温計、マスクやおしぼり、ごみ袋など、先だつての6月議会でお諮りしました防災倉庫と、それとセットで中にしまうべきものを計上しておりますが、あのような形のセットで、今回避難所、各地区公民館であったり、役場も含めて24か所にこれら消耗品を配備する計画でございます。

そして、その下、17備品購入費での820万円でございますが、こちらにつきましては、その防災倉庫でござい

ます。15基を購入する計画でございます、その費用となります。ちなみに、その下の避難所用備品についても、この防災倉庫にしまうテントであったりの備品購入費として計上させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） コロナに関するものがほとんどなのかなと思うんですけども、これは防災倉庫を設置した場合に、でも数が少しははっきり聞こえなかったんですけども、普通のプレハブみたいな倉庫と思ってよろしいんですか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまの質問にお答えいたします。

普通のプレハブ、スーパーハウス、ただいま役場の敷地のATMの奥にある倉庫あるんですけども、それと同じようなものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 内容については分かりました。とにかくですね、防災用品を備蓄するんですから、あくまでも防災用品がそじるといったらおかしいけれども、熱によって劣化とか、くれぐれもしないように大切に保管をしてください。

質問を終わります。

〔「関連」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 関連なんですけれども、この防災倉庫の設置場所、具体的な数を話したんですが、もう一度、その地区名等もお願したいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

各地区公民館と、各学校体育館も避難所になっております。そして、福祉センター及び役場で24か所ございます。それらの場所に全て防災倉庫を設置するというわけではございません。現段階で、その土地の空きスペースの状況で、一応こちらではスペースに合った大きさの防災倉庫を設置する計画で進めたいと思っております。

具体的には、地区公民館でも避難所としての位置づけの場所に設置することとしております。具体的地名全部読み上げるべきところでしょうか。

〔「読み上げてください」の声あり〕

○住民生活課長（小林 隆君） では、読み上げます。

松崎ふれあいセンター、小針公民館、岡ノ内公民館、元村コミュニティセンター、浦原公民館、二子塚ふれあいセンター、原山集会場、川原田ふれあいセンター、町畑公民館、大泉坊ふれあいセンター、あと滑津小学校、吉子川小学校の体育館付近で計画しております。そして、改善センター敷地への設置も計画しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解しましたが、要望といたしますか、聞いてほしいのは、代畑は当然避難所にはなっていないということで、地区民も了解し、それぞれ今後のことを考えているというふうに思っております。自主防災も含めて。それで、どうしてもこの間、洪水流水地域の説明会があって、やはり代畑地区が洪水をすることが多いだろうということで、中島では一番危険な地域だというふうに考えております。そういう部分で、やはり防災倉庫、あるいはそれに準じた消耗品等も、やはり今後準備していかなければならないだろうと、一議員としては思っておりますので、今後、村それぞれ考えながら、その地域を守るんだというような安全・安心の村づくりについて、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ここで11時30分まで休議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

11時30分まで休議いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第45号 令和2年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第46号 令和2年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第47号 令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 最後のページの6ページなんですけど、マンホールの撤去工事なんですけれども、個数と位置関係、どの位置、私はいつも車道を通っているところにマンホールを設置されると、要するにうるさいですよ。大型なんか通るとがたんがたんというふうな音がして、住民がうるさいというふうな話、よく聞きます。その位置はどの位置に入るのか、その辺の配置関係をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、マンホールのかさ上げでありますけど、こちら3か所必要になってきまして、県道部で2か所、あと村道の取付け部で1か所が必要になってきます。

箇所ではありますが、吉子川処理場の前です。村道走っておりますが、その箇所が今回の工事施工箇所ということになります。

先ほど、車道部にマンホールがあると大変、後々の管理上という話がありましたが、このマンホールの位置は変えられないというような位置でありまして、必然的にバイパスの車道部に残ってしまうということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かっているんですけども、今あるところにかさ上げするしかないの、それは分かっていたんですけども、これはあくまでも設計段階の話なんです。設計段階で車道に、車の通るところ

にこういったものを、道路の設計をするかしないかの話で、ここでそういった質問もちょっと浅はかな質問だったんですけども、今後、村道やるときでも何でも、計画するときでも、そういったところを配慮しながらやっていただければなと思っただけの質問でした。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第48号 令和2年度中島村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議は9月17日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時37分

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年第3回中島村議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年9月17日(木) 午前10時開議

日程第1 認定第1号 令和元年度中島村一般会計歳入歳出決算

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	鈴木勝雄君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君
代表監査委員	大澤洋次郎君		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 矢吹康裕 書記 相楽高德

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、認定第1号 令和元年度中島村一般会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

6ページを開いてください。

6ページの村税の中に、不納欠損処理をしたものがあります。何かちょっとあまり文字が小さくて見づらいですけれども、40万何がしと、あとそのほかにも個人分の滞納繰越分、それがあつたんですけれども、まずその内容について詳細をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えします。

不納欠損についてでございますが、村民税については1件、1,315円です。内容につきましては、会社1社が倒産し、それにより、滞納処分できる財産等はなく、地方税法第15条の7の規定に基づき、執行停止をかけていたものを不納欠損処分といたしました。

続きまして、固定資産税でございますが、固定資産税については8件、46万7,700円でございます。内容は、会社1社が倒産し、競売実施に、裁判所へ交付要求等、実施しましたが、配当はなく、滞納処分できる財産等もないため、同じく執行停止をかけていたものを不納欠損処分するものでございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） それ内容は今聞いて分かりますけれども、片方が1件、固定資産税のほうが8件とありますけれども、実際これが発生したもの、もともと発生したというかですよね、それいつ頃のやつなのか。去年発生して今年欠損処理をするということはありませんか、いつからなつて滞っているやつなのか、それをまず聞かせてください。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） まず1件目、村県民税でございますが、平成27年度分、そちらの村県民税に対しまして、28年度に倒産し、破産開始がされまして、そこから3年間、執行停止をかけたまま、今年度、不納欠損処分したことでございます。

固定資産税につきましては、平成23年、24年度分の1社の固定資産税分を3年間、執行停止をかけたまま、今回、処分停止から不納欠損処分としたものでございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 村県民税については分かりましたけれども、固定資産税は8件と言わなかったですか、たしか。ですよ。それで今、何か23年、24年分の1社分という話なんですけれども、あとの6件分はどうですか。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） 8件の内訳でございますが、固定資産税は、1年分は4期からになっておりまして、それで、2年分ということで8件というふうに数えました。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今のことに関しては理解いたしました。

これ会社が倒産したから取れないと、そういうことですよ。ということは、倒産する前から滞っていたということですよ、これは実際。でないと、全部、会社がなくなってしまう場合はもう取りっぱぐれだと、それであっていいのかと、実際あっていい話ではないと、ただ、いなくなっちゃったところから取れないのは確かに現実ですね。それは分かります。

とにかく、今後、税の公平という観点からいけば、絶対あってはならないことだと、ただ、いずれはそこはしなくちゃいけないというのは、内容的にはそれは検討して、精査の上、検討せざるを得ないのかなと、私はその辺は理解しております。

それで、続きまして質問よろしいですか。

今年、滞納繰越分でお金が上がっているんですけれども、これは広域圏に多分任せられた分と村単独で上がった分があると思うんですけれども、ただ全般的には回収率が悪いと私は見ました、去年から比べたって。回収率は悪いと。まず広域圏で上がった金額の何%なのか、村で単独で何ぼ上がったのか、それでトータルで、何でこれ全般的にこの回収の率が落ちているのか、その辺のことについて説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

広域圏で徴収移管したものでございますが、平成31年度につきましては、広域徴収で徴収したものが、村の村税に対し、滞納額が5,312万8,697円ございます。その中で、広域徴収が267万7,107円、これは村税に対しまして5.04%になります。残り金額が、滞納繰越が本村で徴収した分となりますが、これらにつきましては、過

年度分につきましては、村民税については、前年比、徴収で42万6,000円の増加となっております。

固定資産税のほうは、前年度に比べ、だいぶ下がっておりますが、こちらの固定資産税に対しましては、収納率の向上に大変苦慮しております。これは、倒産してしまった会社や、住宅ローン等が支払えずに、自宅が裁判所により競売にかけられた個人が多く、差押えできる財産等もなく、思うように徴収できない状況です。

また、固定資産税の納税義務者が亡くなってしまった場合、相続上の問題や土地建物の登記を変えない場合、亡くなった方に納税義務があります。そういった場合、亡くなった方の滞納金を徴収する場合、差押え等の滞納処分ができないため、収納率が上がらない状況です。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 何かいまいち分かりにくかったんですけども、私が言うのは、この中で個人分として、滞納繰越分で228万2,000円ばかり入っていますよね、繰越分として、収納で。こういうやつが、これ結局、これはこのうちで実際、広域圏で何ぼ結局取って、取ってくるかだのと言ったらおかしいですけども、広域圏の分として収納したのは幾らなんですか。そういう答弁はありがたいんですけども、この固定資産税に関しても、そうすれば、実際、村ではどの程度上がっているんだとはっきり分かると思うんです。

言っている意味分かりますか。

では、それを取りあえずお答えください。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） 大変失礼いたしました。

広域圏での村民税の徴収税額は、本税でございますが、110万8,827円でございます。昨年度の滞納繰越分の徴収額に対する広域圏での徴収率は約50%近くとなっております。残り50%が村内で徴収した分でございます。

続きまして、固定資産税でございますが、固定資産税を広域圏で徴収していただいた分は、本税でございますが、156万2,280円でございます。固定資産税の滞納繰越分、406万6,320円分の156万2,280円になります。およそ30%ぐらいになります。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時17分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） 大変失礼いたしました。

先ほど、5.何%とお答えした部分につきましては、村の滞納額に対しての5.何%という説明でございました。今回、質問された部分についてお答えいたします。

滞納繰越分、こちら本年度228万2,289円、こちら決算額として上がっておりますが、うち村民税については、110万8,827円が広域圏で徴収された金額になります。

続きまして、固定資産税でございますが、滞納繰越分の収入済額の中に記載されてあります406万6,320円、こちらのうち固定資産税については156万2,280円が広域圏で徴収していただいた分となります。残りが村で徴収した250万円になります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） お話は今よく分かりました。広域が広域で回収してもらわないと、とにかくも半分は残っちゃうと、そういうことですよ、はっきり言って。

それで、私が思うのには、現在コロナ禍とかいろいろによって、生活困窮者も当然おりますよね。ただ、この決算は前年度だから、そんなにこれに関してはなかったのかなと私は思うんです。それで、これだけあるということは多分、これはいつも言っているんですけども、大体同じ人が滞納しているんじゃないのかなと。私の考えですよ。それで、なぜ滞納者が減らないで、そのまま継続していつも滞納しているのかと。

だって、村の収納と予定表に差押えまでしますよちゃんと明記してありますよね。これはいろんな関係で、温情もあって、なかなか差押えとか、同じ村の中で人がお金を取りにいくというのは、実際、金の集金というのは確かに大変ですよ、何の商売でも。一応、税務課の職員ということで、当然、仕事も忙しいの分かりますけれども、その辺はますますそれ、当然、温情なくしては人間まずいのかなと思いますけれども、その辺は少し鬼にでもならないとまずいのかなと私は思います。

それで一つ、いつも連続している、いずれ長くなれば、欠損処理という事態がまた発生するのかなと思われまます。それをやっぱり防ぐのにも当然、職員、数少ない中で集金している、これ大変でしょうけれども、その不納者の実態調査、そういうのを実際やってもいいんじゃないのかなと。十分な生活をしておいて、税金だけは払わないと、中にはそういう人も、私らは多分などと思われるような人がおるんですけども、その辺が大切かなと私は思います。

それで、もう一つ聞きたいんですけども、私、以前聞いたような覚えがあって、それを忘れたものですから、もう一度聞きたいんですけども、これ広域圏で回収をお願いするわけですよ、これ当然、税金のほうですけども。その場合に、広域にお願いできる金額に限度はあるのか、また件数的な限度なのか、結局、単純に村でそのままの分が1,000万あったら、1,000万そっくりお願いできるのかと、また、ただ件数は何件までですよと、そういう制約あるのか、そのことについてお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

広域圏では、東西しらかわ7市町村、そちら広域圏で徴収しております。それで広域圏では、職員とか、そういう人数的な制限もございますので、各市町村に、滞納額等によってあらかじめ目安というか、件数と1市町村当たりの移管金額が当初、12月頃なんですけど、割り当てられる状況でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） もう一つだけよろしいですか。

今のお話ですと、毎年12月頃にその割当てがあると。実際、今年の中島の割当てはどの程度でしたか。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） 目安としましては、15件で1億2,000万ぐらいだったと、正確な数字は今、把握しておりません。調べてから回答させていただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時33分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） 大変失礼いたしました。

ただいまのご質問にお答えいたします。

中島村は、移管件数目安として10件、移管金額が1,200万円でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 分かりました。大した金額の差がありましたね。

とにかく、この税金関係は、皆さんがとにかく誰でも納めなくちゃならないと、これ当然、法に明記してあるわけですし、毎年、着実に増えていたのではまずいのかなと。雪だるまがだんだん大きくなって、少し小さくなるならいいんだけど、税の公平という観点からいっても、とにかくこの金額が減るとも増えないように、努力をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 私も、毎年言っていることなんですけれども、質問をさせていただきたいと思います。

まず、決算書のほうは5ページ見てください。それと、監査の意見書あるんですが、監査からの意見書で21ページ見てください。

まず、5ページの歳出の不用額なんですけれども、1億9,000万、毎年、私も不用額の整理を要望してきたところなんですけれども、監査のほうからも毎年、21ページに今回は上がっていますけれども、ちょっと読んでみます。「報酬、需用費等において、予算に計上されているものの、未執行であったものが散見された。今後は、補正予算で減額する等の措置を講じられたい。また、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、なお一

層努力されたい。」と、そういうようなことで、毎年、私が議員になってからなんですけど、こういうふうになってきております。

何か、私らがこういう常に要望している、それから監査の指摘事項が、無視されているような感じが今年も見受けられているので、再度質問させていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

ただいまのご質問ですが、不用額が多いのではないかなというご質問かと思えます。

令和元年度につきましては1億9,142万5,000円、ちなみに平成30年度につきましては2億2,600万、平成29年度につきましては2億7,500万、平成28年度につきましては1億9,600万ということで、ここ年々、若干ですが減ってきているというふうなことでございます。

過去に不用額が多かった主な理由といたしましては、除染であったり、除染関連事業で、衛生費等に不用額が多かったというふうな経緯がございます。今年につきましては、やはり衛生費で除染関連委託費、それから土木費で道路等側溝堆積物の関係が、事業費の関係で不用額が多い部分はございますが、そのほか、総務費、民生費、農林水産業費、教育費につきましては、当然、需用費、ある程度お金を残しておかなければならないというふうなこと、それから、民生費、衛生費につきましては扶助費がございます。扶助費は当然いつ分かるか、かかるか分かりませんので、そういった部分で、ある程度残しておかなければならない金額もございます。

一概に、不用額が多いから悪ということではなくて、不用額も当然、必要だというふうな考えでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 総務課長が言ったことについては理解できますし、当然のことだと思っております。

私が言っているのは、その部分を言っているのではなくて、多いという問題でなくて、もう事業が終わったもの、そういったものに関しては、当然もう必要ない予算なので、それを言っているのがこの監査の意見書だと思うんですね。もう今後使う見通しのないもの、そういったものを落として、ちゃんとした整理した予算書にすべきだということを言っているわけでございます。その点についてお伺いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当然、工事なんかが終われば不用額が発生しますので、そういうものについては予算補正、減額補正するというのが当然でございます。ちょっと今これの部分ということはお話しできませんが、そういった案件に合ったものについては、今後きちっと精査し、不用額の整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 決算書、全般的に見ますと、やはり事業の終わったものがあるわけなんです。それで不用額が出ているというようなことなんですけれども、そういった部分を見直していただきたいということで、監査も指摘しているんだと思います。

需用費なんかも、もう必要ないということであれば、若干不安だから残しておこうかなど、無理して買う必要もないし、来年度予算で買えばいいし、だからもう必要ないなと思ったら、やっぱり整理しておくべきだなというふうに、私も監査の意見しているとおりに思いますので、ぜひ今後、来年はこういった意見書になっていないような決算書になっていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） ページ数で25ページ。よろしいですか。科目の中の土木債、その中の備考のほうに急傾斜地の事業費が190万ほどありますけれども、この内容について少し詳しく説明してください。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、これにつきましては、県営の急傾斜地の事業、代畑地区でございますが、それに対する負担金に相当する部分を今回起債で借入れしたというような内容でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） これは代畑地区の急傾斜地の負担金ということで、これは分かりますけれども、これたしか春からもうこの話で、何か事業がもう前から出ていて、負担金を出したわけですが、これに対する事業の進捗、設計であれ道路であれ、建設が昨日今日の話じゃないんですから、ある程度が、何かの形というのが見えているのかなと思うんですけれども、その内容が分かればお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

こちら代畑地区の急傾斜地ということで、県の事業になります。こちら令和元年度につきましては、設計費ということで、その10%の負担ということで今回支出しております。

事業内容につきましては、さきの定例会のほうでも質問されたときにお答えしたとおりでありまして、どういった工種とか、今年度はどこまで施工するとか、そういう具体的な話は、まだ村のほうには一切来ておりません。県のほうに問い合わせましたところ、県のほうは、災害のほうの復旧事業のほうに今、全力で取りかかっているということで、こちらの事業については、まだ明確な工事の実施日ということが、村のほうに一切来ておりませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 設計費の10%負担ということで、その内容的には分かりました。

ただ、事業が、いろんな災害があつて県のほうでも進んでいないのかなと、その辺はある程度は理解していますけれども、これ一応、事業として採択されて、今、設計の段階に入って、負担金を納めているわけですし、地震とかがあつて災害が起きる前に、なるべく早期に、もう着工いただけるように、とにかく県とそれを話合

いをして、できる限り早く進めるようにしてください。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 58ページをお開きいただきたいと思います。

母子保健費の1、報酬、新たにその項目が設けられておりますけれども、その理由をお尋ねいたします。

それと、その下の20、扶助費の特定不妊治療助成事業、これお金が上がっているんですけども、人数が増えたのかと思いますので、何人ぐらい該当する人がいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

[保健福祉課長 藤田幸江君 登壇]

○保健福祉課長（藤田幸江君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、最初の報酬についてでございますが、昨年度までは、こちら各母子の検診等につきましては謝金で行っていたところでございますが、令和元年度、何かあったときの保険関係ということで報酬に切り替わったために、こちら新たに科目として出されているところでございます。検診関係の先生方に対する報酬というものになっております。

続きまして、不妊治療についてでございますが、こちらについては、令和元年度については1組の世帯について1回につき15万円を限度、初回については30万円以内ということで助成するもので、昨年度については3回行っておりますので、そちらの分となっております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） よく分かりました。不妊治療については、今まで補助が何もなかったわけですが、ここにきていろいろ取り沙汰されて、健康保険適用だとかという話も出ていますけれども、いずれにしても、これだけの少子化の時代ですから、できれば無料化にすればいいだろうと思っていますけれども、それで悩んでいる人が少しでも解決できるように、これからも利用していただければと思います。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 予備費の流用についてお伺いします。

ページ数で101ページですが、予備費118万1,000円減額とあります。それぞれ流用した項目、適宜、理由と説明をお願いしたいと思います。

ページ数でいうと28ページ、一般管理費1万2,000円、それから59ページで20万円、清掃費、それから69ページで25万3,000円、土木総務費、それからページ77で災害対策費38万円、78ページで事務局費16万9,000円、学校管理費、84ページ、6万円、それから86ページ、教育振興費6万円の減、それから92ページの児童館の16万7,000円ということで、合計118万1,000円。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

お諮りいたします。ここで11時10分まで休議したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 11時10分まで、異議ないものと認め、休議いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

質問が多岐項目にわたりますので、各担当課長より説明をさせたいと思います。

まず、28ページ、総務費でございますが、1万2,000円予備費を流用しております。科目では、12番役務費に1万2,000円を流用しております。これにつきましては、昨年、村長、教育長、幼稚園長がルワンダのほうに訪問いたしました。その際、予防接種しなければならないことが判明しまして、急速予防接種するに当たり、役務費に充当したところでございます。

続きまして、69ページ、土木費、土木管理費、土木総務費で25万3,000円流用しております。これにつきましては、4番の共済費でございまして、職員共済組合負担金、実は3月補正で精査し過ぎてしまいまして、予算が不足したことから、予備費を充当させていただきました。

続きまして、78ページ、教育費、教育総務費、事務局費で16万9,000円予備費充当しておりますが、このうちの14万5,000円については、次のページの共済費、やはりこれにつきましても、特別職共済組合負担金、3月の補正予算で減額精査し過ぎたため、14万5,000円を予備費から充当したものでございます。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） 先ほどのご質問に、総務課長に続いて、住民生活課より説明申し上げます。

ページ数は59ページの衛生費の中の清掃費でございます。20万円予備費を支出しております。こちらにつきましては、広域市町村圏整備組合の負担金でございます。3月末の予備費の支出でございまして、3月補正で

精査のし過ぎでございます。

続きまして、74ページでございます。消防費での38万円の予備費の支出でございますが、こちらにつきましては、77ページの5、災害対策費でございます。昨年の台風19号の際の発電機借上料へ27万5,000円、その際の測量費として4万1,000円、同じくその際の消耗品として6万4,000円を、緊急ということで使用させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） それでは、教育委員会関係の予備費流用のご説明をします。

78ページでございます。

教育費、流用額が33万6,000円あるわけでございますが、その内訳としまして、2番の事務局費で16万9,000円でございますが、その中の14万5,000円につきましては、先ほど総務課長のほうから説明ありました特別職の共済費分でございます。残り2万4,000円につきましては、これも総務課長のほうからありましたが、ルワンダ訪問関係、総務課のほうでは1万2,000円、1人分、村長分でございますが、うちのほう、教育長と園長分の2人分として、やはり予防接種ということでの流用ということで、2万4,000円を流用させていただきました。

続きまして、84ページ、中学校費の学校管理費6万円でございますが、3月補正で、用務員の賃金、7番でございますが、ちょっと減額し過ぎてしまいまして、これの財源としましては、86ページの教育振興費のほうから6万円を、予備費ではなくそちらから流用させて、それに充てたということでございます。

続きまして、92ページ、児童館費でございますが、16万7,000円でございます。これにつきましては、14番の自動車借上料、これもやはり3月補正でちょっと精査し過ぎてしまいましたので、その分を流用させていただいたということでの経緯でございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。

それぞれ、予備費118万1,000円、金額が出ております。なるべく補正予算でできるように努力していただきたいというふうに考えております。あと、事業費については適正に処理していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 60ページをお願いします。

清掃費の中のし尿処理費ですけれども、2,300万何がしが計上されていますけれども、この年だけ突出して高いんですよ、普通は800万ぐらいなんですけれども。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

60ページの目2、し尿処理費の整備組合負担金のし尿の2,300万ほどにつきましてでございますが、こちらに

つきましては、白河地方清掃センターの工事費が負担分、広域市町村9市町村の負担金が多く負担するような状況でございます。浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式など、長年機器が使われ続けまして、その更新時期が、本年度、工事が発生したため市町村で負担がこのように多くなっている状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

次回会議は9月18日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時20分

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和2年第3回中島村議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年9月18日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 認定第 2号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第 2 認定第 3号 令和元年度中島村簡易水道特別会計歳入歳出決算
日程第 3 認定第 4号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第 4 認定第 5号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
日程第 5 認定第 6号 令和元年度中島村墓地特別会計歳入歳出決算
日程第 6 認定第 7号 令和元年度中島村介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第 7 認定第 8号 令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第 8 請願・陳情審査の報告(請願第2号から陳情第5号まで)
日程第 9 請願第 2号 スーパーマーケット誘致に関する請願書
日程第10 陳情第 3号 旧Vチェーン中島店跡地、スーパー再出店願
日程第11 陳情第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
日程第12 陳情第 5号 多核種除去設備等処理水の管理保管に関する陳情書
日程第13 議員派遣の件
(追加)
日程第 1 議案の上程 提案理由の説明(発委案第5号から発委案第7号まで)
日程第 2 発委案第5号 スーパーマーケット誘致に関する意見書について
日程第 3 発委案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
日程第 4 発委案第7号 多核種除去設備等処理水の管理保管に関する意見書について
日程第 5 閉会中の継続審査について(産業建設常任委員会)
日程第 6 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)

出席議員(8名)

1番	菅野	昇君	2番	椎名	康夫君
3番	小室	重克君	4番	小林	均君
5番	小松	公雄君	6番	小室	辰雄君
7番	木村	秋夫君	8番	藤田	利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤 幸一 君	副村長	吉田 政樹 君
教育長	面川 三雄 君	総務課長	木村 修 君
会計管理者兼 税務課長	鈴木 勝雄 君	住民生活課長	小林 隆 君
建設課長	齋藤 満 君	保健福祉課長	藤田 幸江 君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹 勝人 君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間 俊一 君
代表監査委員	大澤 洋次郎 君		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	矢吹 康裕	書記	相楽 高德
------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、認定第2号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） それでは、関連するページを言いますので、説明していただきたいと思うんですが、1ページ、それから2ページ、3ページ、歳入歳出の決算内容です。

それと、17ページに基金運用状況報告というのがあるんですが、その辺のところをちょっと質問させていただきます。

それで、私がお聞きしたいというのは、3ページの歳入歳出差引き残額5,654万2,824円とあります。繰入金ゼロ円ということなんですが、それで、これだけの5,600万ほどの金額がまた来年度に繰越しされるということになるかと思えます。前年度からすれば、去年の繰越しは1ページに6,163万1,452円とあります。それで、最終的に予算の組立てとしましては予備費で、5,951万5,000円を予備費で充当しているというような姿なんです。これだけ最終的に5,600万余れば基金のほうに回せるんじゃないかというふうに思うんですが、今現在、基金は、先ほど言いました17ページに5,826円ほどあるんです。

毎年何千万、もしくは何百万の繰越金ができますので、基金のほうに回したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の回答をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

予備費が多いのでないか、繰越金が多いのでないかというところでのご質問でございますが、基金積立ての方法の一つとして、検討したいと考えます。

ただ、予備費は多くが先ほど申したとおり繰越金になってきます。予備費が若干多いですが、ほぼこの繰越額と同額ぐらいになっております。

国保会計で1番費用を支出するのは保険給付費、お医者さんにかかった医療費の療養費なんですけれども、一月二千数百万で推移していくんですけれども、高額な手術が数件発生したりしたら一月の請求が3,000万円を越すようなケースもあつたりします。

ですので、1年間を通して予想が難しく、3月の補正の段階で不用額が発生しないようなびったりした取り方というのは、ご想像のとおり難しいのが国保会計の特色になっています。

だから、年度途中だったり3月で追加補正とかしていくんですけれども、その際、余裕があると言ったればちょっと言葉悪いですけども、不用額が発生するぐらい多めに予算を取っておきたい実情でございます。予備費がないと年度途中で支払いができなくなる恐れもあつたりしますので、この保険給付費の各項の分野で予算を多めに取るためにも基金ではなく予備費の存在があってもらいたいという実情もあることをご理解願います。

また、基金積立ても予算の状況を見て検討したいと考えますので、ご理解願います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 実情は分かりました。

今までの決算書を見ますと、26年度の決算書からちょっと引っぱり出して26年から今までの決算書を見させていただいたんですが、予備費は今まで流用したことはなかったです。いつも不用額で落ちていたということなんです、当初26年度の頃は700万とか、何千万とかは上がっていなかったんですが、最近金額が大きくなってきて、今では6,000万近くの繰越金になっているということなんです、先ほど話もありましたように、2,000万、3,000万かかる場合もあるということで、そういう話は分かるんですが、基金のほうに回しておいても基金取崩しといういつでも何かあった場合には崩すことができると思うんです。

基金のほうに回しておけばそれなりの利子はつくと思うんです。今、5,826円でしたっけ、そのぐらいでは利子も使わないほどの金額なものですから、半分くらい取りあえずは基金のほうに回しても、私は十分対応できるのかなというふうに考えているんですが、それなりに回しておけばちゃんとした利子だって発生するわけですから、そういうことも考えて、何かあったときには取り崩していくと。そういうふうなやりくりはできないのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、基金にその金額は十分な精査が必要であると思います。可能な金額を算定して基金に積むという方法も考えてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 担当課長一人の考えでは、なかなか判断もつきづらいという部分もあると思いますが、村長のほうはどういうふうな考え、どう思いますかね、私の今の質問に対しての考えなんです、基金のほう

に充当、少しはしたほうがいいんじゃないかということに対して。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの小林議員の質問にお答えしたいと思います。

基金も一つの方法だと思います。

ただ、これまでの例を見ますと、やはり年によっては本当に国保会計が逼迫して補正を組まなくてはいけないというようなことも起こりました。ましてや今、高度医療の時代に入ってまいりました。医療費が非常に高い需要もあります。そういったことを国保の会員の方が選択した場合、急にやはりお金の、国保会計から療養費として支払わなくてはならないということで、基金よりも予備費のほうが流用しやすいということもあります。使いやすいということもあります。その辺も考えながら、対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） すぐ対応できるというやりやすさから比べれば分かるんですが、私は金額が大きいので、やっぱり基金のほうに回せばそれなりの利子が発生するんで、何かあった場合には基金のほうから取り崩して臨時議会ですか、補正を組んでもいいと思いますし、少しでも村の財源を少しでもよくするというか、利子でも何でもそうですけども、そういった形で歳入になれば、利子が発生すれば歳入に入ってくるわけですから、だからそういった方法をやはり常に頭の中に入れるべきかなというふうに思うんですけども、もう実際に本当に足りなくなりそうだとしたら、議会の中で補正を組んでもらえれば、それで私たちも納得すると思うんです。そういう考えに立ってもらいたいなというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それも一つの方法だと思いますので、今後、検討してまいりたいと思います。

先ほど申し上げましたように、やはり国保会計というのは、その年によって大きくぶれがでます。そういったこともこれまでの経験として積んでいますので、そういったことは非常に給付金が払えないという事態になってはまずいということもありますので、そういったことを考えながら工夫してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。よろしく検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、認定第3号 令和元年度中島村簡易水道特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

2ページを開いてください。

2ページの収入未済額で1,597万3,801円ですか、これあるんですけども、これ前年度と比べてまた増えているんですけども、まず増えた件数及び内容的なものを取りあえず説明してください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和元年度の決算において、未収入額が増になっております。

内訳としまして、昨年度と比較した数字ということでちょっと読み上げたいと思います。

滞納額で比較しまして、こちら、30年度につきましては197万程度でございました。失礼しました。30年度につきましては247万が未納額となっております。令和元年度におきましては166万程度の未納額ということで、これで未納額自体は、数字的には若干減っております。ただ、滞納繰越分ということで、30年度以前の額、こちらにつきましてはなかなか収入額がアップしていなかったことから、若干の20万程度増えているということでございます。全体の金額で見ますと、平成30年度におきましては滞納繰越額は1,568万程度、令和元年におきましては1,597万程度ということで、28万強こちらが増となっております。

続きまして、滞納者等で比較でご説明したいと思います。

こちら平成30年までの滞納者数ということで96名の方、これ重複でおりますので、実際トータルでいくと、

もう少し小さい数字になりますが、重複しても年度ごとにならないということで計算しますと、トータル96名の方がいます。件数でいきまして307件でございます。こちらが31年度におきましては67名、231件、166万程度ということであります。総額で若干増えておりますが、そのようなところとなっているところであります。現年度の徴収と比較しますと、若干であります、収納率がアップしているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） この収納の未済に関しては、私もう長年言っていますよね。とにかく、元金というかトータルした金額が全然減ってこない。

借金が、借金と言ったら言葉がおかしいですけども、借金が増えているようなもんです、はっきり言ってこれ取れないんだもの。これを何とかしてもっともっと取る方法ですか。

今年あたりはコロナの関係で仕事が会社が休みで生活が困窮して払えないような人も中にはいると思いますよ、それは。そういうのはそういうのでよく調べて、きちんと線を引いて。お金に関して薄情だと言われるかもしれないですけども、税ではなくて利用料金ですけども、きちんと払っている人もいるわけだし。この後、別のほうの特会もありますけれども、やはり毎年毎年同じ人が被るといえるか、なっていますよね。一般会計ではお話しはしませんでしたけれども、その中だって使用料というのは多分同じ人がいると思いますよ。

前にも言いましたけれども、いろんな課が当然ありますよね。担当課で、課長になった人はなかなか大変でしょうけれども、担当職は2年、3年で替わる場合もあるし、その都度替わっていったお金だけが残っていると。それではいつにならなくなって減らないと。そんなのは目に見えていますよね。

1円でもトータル金額が減っているなら分かりますよ。増えていくということはどういうことだと。私からすれば言葉が悪いですけども、はっきり言ったらやり方が生ぬるいと。何度も何度も言っていますよ。電話だったらお金払わなかったら明日にも止められてしまうと。電気だってほとんどそれにちかいことですよ。

それを考えて、もう少しまだまだ回収の方法は何か、前にも言いましたよ、何か白河のほうでは業者さんに頼んでいるとか、そういう方法を前、検討するという話も聞きました。実際そういう話を検討しましたか。何か収納率を上げる方法というのを検討しないと、今、答弁もらってこうですよと言われたって、前々からの答弁の中のやつは一つも前に進んでいないと、それではまずいのかなと。

取りあえず、今、担当課長としてこれを減らしていくのに何かいい方策が、そういうのは考えたことがあるのか。その辺ちょっとお話ししてください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

料金の未納金問題ということで、さんざん議員の方々からご指導いただいておりますので、今年度4月に簡易水道の事務の要領というものを決めました。その中に、滞納の対策ということで、督促から催告、その後に給水停止というような事務の定めを行っておりますので、今後それを基に事務を遂行していきたいと思っております。

今までですと、担当職員が異動しますとその事務の流れが今までこうだったものが突然途切れてしまうとか

というのが多々ありましたので、今後は、他の職員が異動して来られましてもその事務要領を見ながら簡易水道の徴収事務もできるということを定めましたので、それを基に今後徴収のほうに進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今、事務的なものを定めたと聞きましたけれども、実際事務的なものを定めて給水したらお金もらえるのかと、前も給水というか給水停止をしたとそういう話を聞きましたよね。給水停止をしたら前の公園から水をくんできたと、そんな話も聞きました。現実の問題として、なかなか今までだって相当それがあったわけだし、給水停止が何回かあったわけですよね、現実問題として。それもお金が入ってこない。

こればかりじゃなくて、当然水道を使えば排水が流れますから、排水のほうもそうですよね。当然かぶってくると思います。そういうのを考えたときに、広域には当然やっているのは税金のほうだけですから、こういう利用料金とかの回収方法を役場内の各課合同でいろんな話し合い、もっともっとやり方あるんじゃないかと。私から言えばです。

なかなかこれ毎年毎年大体返答というのは同じ返答をもらっているんです。

今度は事務的に定めましたよと、ただ定めたって実際のところ水停止して今までのやつは払ってもらえるのかと。なかなか現実の問題としてはそうはいかないと思っております。

だから、担当の課長になった人は大変でしょうけれども、私から言えば、それをさせていた一番トップにいる村長として、今後は実際まだ未納になっているお金いろいろ集めますと、前、私も埋蔵金と言ったことがあるんですけども、結構な金額になっていますよね。びっくりするほどの金額になっています。一般会計から特会を含めると、これでもかということになっていますよ。これ私が金額言わなくたって皆さんその辺は理解しているのかなと思うんですけども、この辺は少なからずで何とか回収する方法を、追い剥ぎではないですから身ぐるみ置いて行けとは言いませんよ、でも、何とかする方法を考えないと。だから、やっぱりその辺は村長として実際どのような考えを持っているか、村長少し答弁お願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 収入未済額でありますけれども、これはトータルすれば大変な金額になると思っております、税金も含めて。

ただ、村としましても、ただ単に手ぐすね引いてやっているわけではございませんので、できる限り、法に準じて、できる限り回収にあたるということしか答弁できないと思っております。

やはり、相手は相手であり基本的な人権ありますので、その人権を侵害しない程度に回収するということがあります。

そういったことも含めて、村としては精いっぱい今後頑張りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 村長の答弁も大体そのくらいかなと、それ以上言えませんよね、はっきり言って。

一つの提案というか私の考えとして、絶対できないものではないと思っております、単独的にいろんな当然省庁と

お話をしないとできないと思いますけれども、広域でやっているような回収ですか、そういう機構を中島だけで条例をつくって絶対できないというそういう話ではないと思いますよね。そういうことも今後考えて、1億円くらいあるわけですから、最終的に何年もたっていけばいろいろなことで結局不納欠損処理をせざるを得なくなっちゃうと。その前に何とかする方法を考えて、少しでも前向きに進むように、私は努力をしていただきたいと思います。

人からお金を集めるというのは大変です。だって集めなくたってきちんと払っている人もいるわけですから。その辺を考えて、条例を単独でつくるとか、そういうこと取ってとにかく1円でも回収できるとかそういうことに努力していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、認定第4号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 先ほどと同じような質問をさせていただきたいと思います。

ページ数で2ページなんですが、残額、決算の歳入歳出差引き残額1,068万8,373円ほどまた、またというか今回残りました、決算です。

来年度の繰越しにされると思うんですが、先ほどはいろんな理由があるということでやむを得ない部分も私もある程度理解は示しましたが、この繰入金、基金のほうに積み立てると、残ったものを積み立てていくという方法を取れば不用額も減っていくというふうに私は考えるんです。

常々、私も不用額が何でこんなに多いんだというふうに常々言っていますが、そういうようなことを考えてやっつけていけば不用額も減るし、基金のほうにも回して利子も発生するしというふうに思って質問します。よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

小林議員のおっしゃるように、予備費にしておくのはもったいないんじゃないかというようなご指摘もあろうかと思いますが、まず、基金作成に当たっては、基金をつくるための目的がございます。例えば、森林環境の基金であれば、森林のための基金ということでまず目的がございますので、土地造成事業の中で基金をつくるとなると、ちょっと今どういう目的で基金をつくるのかちょっと思い浮かびませんが、一応基金というものにつきましてはまず目的を持ったものだというようなことで、土地造成事業につきましては、造成して販売するというようなことが目的でございますので、そのもうけ分といたら失礼なんですけど、それについては当然その会計で持っているのが妥当なかなというふうにご考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 目的を持たないと駄目だということなんですけど、今回の造成に当たってにしても目的をもって造成してきたと思うんです。これからはしたって、造成を今後行うようなことがあるかもしれません。

以前、中島村に土地造成をする地区を何点か多分選定したときもあったと思うんです、そういう場合があるわけですから、目的を持てばいいんですね。だから、そういった、今、考えを持ってないというのも確かにそうですね。今後のことなんですけど、目的をみんなでちゃんと話し合っ、そして、今言ったようなことを基金を積み立てていくというふうなやり方は私はできると思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、小林議員のご指摘のとおりかと思えます。

村で今後そういう計画が発生した場合は、当然そういう基金積み立てて準備していくというのが妥当なのかと思えますので、そのときにはそういった基金で対応すればというふうにご考えております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） そういうことで計画的に物事を進めていっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、認定第5号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、認定第6号 令和元年度中島村墓地特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 度々くどいようですが、また同じ質問をさせていただきます。

2ページです。

今回も、歳入歳出差引き残が540万、歳入で570万の決算がありまして支出は30万ぐらいしかないということですが、また同様、30万ぐらいしか決算支出見込みがないのであれば、これにしてもやはり同じように基金のほうに回せるんじゃないかと思っています。

その分不用額だつてぐっと落ちるというふうに考えるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

墓地の基金につきましては、墓地を売った方に10年間管理のためのお金をいただいています。それを、維持管理に充てるために、基金として積み立てているものがこの基金でございます。

墓地会計事業で予備費として残っているのは、造成やって維持費を工事費をしまして、残りの要もうけという部分に当たろうかと思えます。この部分については、やはり先ほどと同じように、基金については目的が必要だというようなこともございますが、あと、実際には、この予備費については、利子を発生させれば有効に活用できるんじゃないかというようなお話ありますが、そういった形で例えばこの予備費の運用については、基金を設けて運用するという考えもございますが、別に基金を設けなくてこれを金融機関に預けることによって利子も発生するということがございますので、必ず基金にすることが有利ということもございませんので、これは果実は果実として残しておくのも一つの方法かとは思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 今言った、総務課長が答弁したような、少しでも利子が発生して利用できれば、そういうふうな考えに立っていただければ、私は何も言うことないんで、そういうふうなことを検討、今後村にとって少しでも良くなるようなことを考えてもらいたいというようなことで今質問しているわけなので、よろしく今後も検討して行ってやってください。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、認定第7号 令和元年度中島村介護保険特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、認定第8号 令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 2点ほどお伺いします。

1 ページ目、後期高齢者医療保険の収入未済額17万8,300円ほどございます。これについて何件、あるいは回収見込みについて答弁をお願いします。

2 点目、5 ページなのですが、後期高齢者医療広域連合保険等の納付金、この中に予備費の流用がございませう。31万8,000円。この辺の説明についてお願いします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 鈴木勝雄君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（鈴木勝雄君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療の普通徴収保険料、こちら現年度分で12万5,900円、滞納繰越分で5万2,400円、合計で17万8,300円がございませう。これらの保険料に関しましては、出納閉鎖期間を現年度分で滞納者6名中4名が完納しております。

また、滞納繰越分の5万2,400円ですが、滞納者1名おりましたが現在完納しております。なお、残りの方々につきましては、引き続き納付の指導をしております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまの2点目のご質問にお答えいたします。

5 ページの予備費31万8,000円の使用理由でございます。こちら款の2、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の目1 後期高齢者医療広域連合保険料等納付金4,476万3,476円の保険料等納付金の使用支出するときに使わせていただいております。

なぜかというところでは、年度末の3月でありましたが、この納付金は各特別徴収、普通徴収の保険料と基盤安定繰入金、一般会計からの繰入金の入った分を全てこちらで納付するような体制で納めるということになっております。その3月だったんですが、納付金を納める際に予算が足りない状況となりまして、一時予備費を使用させていただくような状況となってしまいました。

そして、その後に広域連合のほうからの過誤の処分でお金を返してもらうような形になりましたので、不用額が発生するような形になっている状況でございます。

本来、この過誤の処理を先にやってからであればこの予備費を使用するようなことはなかったんですが、年度末の亡くなったり所得の変更とかで金額の処理、確定待っていた状況で、とにかく予備費を使わないような状況で今後臨みたいと思いますのでご理解願います。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 説明ありがとうございます。

後期高齢については、未収額等今までなかった、そういうふうに記憶しております。今後も回収全力を尽くすということの答弁がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、支出のほうなんです、それぞれ県から通知が来、それぞれ処理をするでしょうから、くれぐれもその辺のミスのないようにチェック機能もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

答弁は結構です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

お諮りいたします。ここで11時00分まで休議したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時00分まで休議いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎請願・陳情審査の報告（請願第2号から陳情第5号まで）

○議長（藤田利春君） 日程第8、請願・陳情審査の報告を行います。

請願第2号から陳情第3号までは、産業建設常任委員会付託であります。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、小室辰雄君。

産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔産業建設常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小室辰雄君） 産業建設常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった請願第2号から陳情第3号について、去る9月11日、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

その請願の内容及び審査結果について、報告いたします。

請願第2号は、スーパーマーケット誘致に関する請願です。

滑津原及び元村地区において、健康で豊かな生活をおくるために大きな役割を果たしてきたスーパーマーケットが閉店して以来、高齢者などの方々から、買い物をするうえで大変不便であるという声があります。滑津原、元村地区に住んでいる多くの住民は、食料品や生活用品を買いたくても高齢で車の運転に支障があり、買い物に出かけたくても出かけられなく、不便さを感じております。このような身近なスーパーマーケットの閉店は、住民の日常の食料品や生活用品の買い物に苦労している「買い物弱者」を拡大させるばかりです。

つきましては、以前スーパーマーケットが在った場所にスーパーマーケットを是非誘致して頂きたく、中島村長に対し意見書を提出して下さるよう請願します。

本委員会は、住民の日常の食料品や生活用品の買物に苦労している買物弱者対策のために必要であることから、本請願は願意妥当の意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号は、Vチェーン中島店跡地、スーパー再出店願いです。

突然のVチェーンの閉店は中島村村民はもとより、域外の大字新屋敷区民や大字沢井地区民にとっても、晴天の霹靂（へきれき）でございました。とりわけ、買い物難民ともいえる高齢者の方々は、途方にくれております。

何卒窮状ご理解の上、スーパーマーケットの再出店を御取り計らい下されますよう陳情致しますという陳情でございましたが、本陳情については、実態がどのような状態になっているのか調査する必要があるとの意見が出されました。

当委員会は慎重に審査した結果、継続審査として調査すべきとの結論に達しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

令和2年9月18日、産業建設常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

陳情第4号から陳情第5号までは、総務教育常任委員会付託であります。

総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 総務教育常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった陳情第4号から陳情第5号までの陳情書について、去る9月11日、総務教育常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

その陳情の内容及び審査結果について、報告いたします。

陳情第4号は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてという陳情書です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、今後の地方財政は、地方税等の大幅な減少により、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況の中、町村が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

以上のことから審査の結果、願意妥当との意見の一致を見、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号は、多核種除去設備等処理水の管理保管に関する陳情書です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生し、タンク貯留ALPS（アルプス）処理汚染水の処分について、今年2月に経産省「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会」は、水蒸気放出、海洋放出が現実的であり、海洋放出がより実施しやすいとの提案をまとめました。

2018年8月に福島県と東京都で行われた汚染水処分に関する「説明・公聴会」で意見公述人の大多数が提案した「陸上保管」は選択肢から外されました。

今年3月、提言を受けて東電は「処理水の処分素案」を発表し、安倍首相も7月までには処分方法を決定したいと発言しました。経産省はコロナ禍の終息を待たず、4月6日、13日、5月11日に、各種関係団体や自治体の首長などからの「意見聴取会」を強行しました。

この中で、福島県漁業共同組合連合会、福島県森林組合連合会、福島県農業協同組合中央会は2案に対して明確に反対を表明し、その他の関係機関や自治体首長からは、もっと多くの県民に説明をして意見を聞くべき、必ず起きる新たな風評被害に対する具体策を提示するべきとの発言が大半を占めました。また、メディアの世論調査でも福島県の有権者の57%が「薄めて海に流す」ことに反対しています。

処理水にはトリチウムだけではなく、除去できない基準値を超える多核種が保管量の7割に残留しています。二次処理して希釈するとはいえ持続的に放出すれば近海の水産物に取り込まれます。

その上トリチウムは計測が難しく住民が簡単に測れないので大きな不安材料となります。汚染水の環境への放出は原発事故で大きな打撃を受けた、福島県の一次産業従事者をはじめとする被害者に、更なる苦しみを与えることとなります。特に海を生業の場とする漁業者にとっては、海への放出は福島県の漁業の壊滅を意味します。内陸部でも海水の蒸発による農業への影響、水産物の摂取による内部被曝の懸念、海水浴などのレジャーの際の外部被曝の危険もあります。

この問題は、漁業者だけの問題ではなく、原発事故で甚大な困難を背負わされた福島県民全体の問題です。事故により汚染水を発生させた東京電力は環境に放出せず、大型タンクでの保管やモルタル固化など具体的で実績のある代替案を選択肢に入れて、厳重に管理・保管することが当然の義務と言えます。つきましては、以下について陳情いたします。

1、中島村議会においては、「多核種除去装置等処理水」を陸上保管することを求め、大気や海洋へ放出することに反対する決議を行い、意見書を国に提出すること。

以上のことから、審査の結果願意妥当との意見の一致を見、採択すべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

令和2年9月18日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

○議長（藤田利春君） 以上で、総務教育常任委員会委員長の報告を終わります。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、請願第2号 スーパーマーケット誘致に関する請願書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより請願第2号について採決いたします。

本件に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、請願第2号は採択することに決しました。

◎陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、陳情第3号 旧Vチェーン中島店跡地、スーパー再出店願いを議題とします。

質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第3号について採決いたします。

本件に対する産業建設常任委員長の報告は継続審査です。

委員長報告のとおり継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第3号は継続審査に決しました。

◎陳情第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第11、陳情第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第4号について採決いたします。

本件に対する総務教育常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第4号は採択することに決しました。

◎陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第12、陳情第5号 多核種除去設備等処理水の管理保管に関する陳情書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第5号について採決いたします。

本件に対する総務教育常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第5号は採択することに決しました。

◎議員派遣の件

○議長（藤田利春君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付した印刷文書のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件とし、産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君より、スーパーマーケット誘致に関する意見書についての発委案1件、総務教育常任委員会委員長、小林均君より新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について及び多核種除去設備等処理水の管理保管に関する意見書についての発委案2件、また、産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君より閉会中の継続審査に関する件並びに議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程とし議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配布しますので、暫時休議いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎発委案第5号～発委案第7号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程を行います。

発委案第5号から発委案第7号までを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔産業建設常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小室辰雄君） 追加日程で上程しました第5号の提案理由を説明いたします。

発委案第5号は、スーパーマーケット誘致に関する意見書についてです。

滑津原及び元村地区において健康で豊かな生活をおくるために大きな役割を果たしてきたスーパーマーケットが閉店して以来、高齢者などの方々から、買い物をするうえで大変不便であるという声があります。滑津原、元村地区に住んでいる多くの住民は、食料品や生活用品などを買いたくても高齢で車の運転に支障があり、買

い物に出かけたくても出かけられなく、不便さを感じております。

このような身近なスーパーマーケットの閉店は、住民の日常の食料品や生活用品の買い物に苦労している「買い物弱者」を拡大させるばかりです。

買い物弱者問題の具体的な解決方法としては、宅配、買い物代行、配食、移動販売、移動手段の提供などが挙げられるが、現状は高齢者で免許返納を考えている方もスーパーマーケットまで買い物に行かなければならぬため、免許証も手放せないとの声が上がっており、緊急及び深刻な状況であることがわかります。

買い物弱者対策には、高齢者福祉、地域商業、移動手段確保など様々な方面から総合的に検討を行うことも必要であると考え、買い物弱者の支援を強化するべきだと考えますが、住民の日常の食料品や生活用品の買い物に苦労している「買い物弱者」対策のためにスーパーマーケットが早急に必要であることから、次の事項について要望するものです。

1. 以前Vチェーンが在った場所にスーパーマーケットを誘致すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書の中島村長に提出するものです。

令和2年9月18日、産業建設常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 追加日程で上程しました発委案第7号から発委案第8号までの提案理由をご説明いたします。

発委案第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくっております。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

以上、地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を政府関係機関に提出するものであります。

次に、発委案第8号は、多核種除去設備等処理水の管理保管に関する意見書です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により発生し、現在も増え続ける多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の処分方法について、本年2月に経済産業省「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「小委員会」という。）は、水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出がより実施しやすいとの報告書を公表した。

経済産業省は、小委員会の報告を踏まえ、今後、政府として処理水の取扱い方針を決定するため、4月6日、13日、5月11日の3回にわたり地元自治体や農林水産業者を始めとした関係者からの意見聴取を実施した。出席者のうち、福島県漁業共同組合連合会、福島県森林組合連合会及び福島県農業協同組合中央会は明確に反対を表明した。

その他の関係機関や自治体首長からは、風評被害に対する具体策の提示や正確な情報発信の徹底が挙げられた。また、福島県の有識者を対象に実施した朝日新聞社と福島放送の共同による世論調査では、57%が「処理水を薄めて海に流すこと」に反対している。

現在タンクに貯蔵されている処理水の約7割で、トリチウム以外の62種類の放射性物質が告示濃度限度を上回っており、海洋放出が実施されることとなれば、ふるさとの復興・風評被害からの脱却に向けて取り組んできた福島県民の努力が振り出しに戻ってしまう。漁業関係者を始め、農業、林業、観光業はもちろん、私たちの暮らしそのものに影響が及ぶことは避けられない。

よって、処理水の水蒸気放出及び海洋放出をすることは、原発事故によって大きな被害を受けた福島県民が新たな被害を受けるものであり容認できないため、処理水の陸上保管を求めるとともに、水蒸気放出及び海洋放出に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を政府関係機関に提出するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

令和2年9月18日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

○議長（藤田利春君） 以上で、提案理由の説明は終わります。

◎発委案第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、発委案第5号 スーパーマーケット誘致に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委案第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、発委案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委案第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、発委案第7号 多核種除去設備等処理水の管理保管に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

◎閉会中の継続審査について（産業建設常任委員会）

○議長（藤田利春君） 追加日程第5、閉会中の継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君より陳情第3号 旧Vチェーン中島店跡スーパー再出店願いの件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（藤田利春君） 追加日程第6、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より、次期会議の会期等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、令和2年第3回の定例会の閉会に当たり、御礼を兼ねて一言ご挨拶を申し上げます。

今回の定例会においても、新型コロナウイルス感染防止対策として3密を避ける観点から、着席レイアウトの変更、さらにはマスクを着用しての議会となりましたが、皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

8月31日には、中島村において新型コロナウイルス感染者が初めて確認されましたが、村内においては、感染者の憶測や誹謗中傷など、心配された事案が発生していないと理解しておりますが、今後も村民の皆様の温かい目と心で見守っていただきたいと思っております。

間もなく、令和2年度も折り返しの時期に入っておりますが、新型コロナウイルス感染防止を第一義に各事業を執行してまいりたいと思っております。

また、秋の台風シーズンに入り、今後の気象予報には特に注意し、非常時の対応を誤りなく村民の安全安心を確保してまいります。改めて、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本定例会に提出しました全議案並びに認定案を原案どおり可決承認いただきましたこと、併せまして、ご多忙中の中、大澤代表監査委員に出席をいただきまして、令和元年度の各会計、歳入歳出の決算監査の報告を賜りましたこと、衷心により御礼申し上げます、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで、令和2年第3回中島村議会定例会を閉会いたします。

全員起立。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月30日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 小 林 均

署 名 議 員 小 松 公 雄